

平成30年第6回ニセコ町議会定例会 第2号

平成30年9月19日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告
(産業建設常任委員会)
- 4 陳情第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書提出を求める陳情
(総務常任委員会報告)
- 5 一般質問
- 6 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第3号 ニセコ町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 8 議案第4号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
- 9 議案第5号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第6号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
- 11 意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
(ニセコ町議会議員 竹内正貴議員 外4名)
- 12 議員派遣の件
- 13 閉会中の継続審査の申し出について
(総務常任委員会)
- 14 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 15 閉会中の継続審査の申し出について
(決算特別委員会)
- 16 意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
(ニセコ町議会議員 青羽雄士議員 外3名)

○出席議員（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦 |
| 3番 青羽雄士 | 4番 斉藤うめ子 |

5番 竹内正貴
7番 篠原正男
9番 猪狩一郎

6番 三谷典久
8番 新井正治
10番 高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	林知己
会計管理	者	千葉敬貴
総務課	長	阿部信幸
総務課	参事	黒瀧敏雄
企画環境課	長	山本契太
税務課	長	芳賀善範
保健福祉課	長	折内光洋
農政課	長	福村一広
農業委員会事務局	長	藤田明彦
国営農地再編推進室	長	前原功治
商工観光課	長	高瀬達矢
建設課	長	石山康行
上下水道課	長	馬淵淳幸
財政係	長	樋口範幸
住民係	長	小松弘幸
代表監査委員		菊地博孝
教育	長	加藤紀孝
学校教育課	長	佐藤寛樹
町民学習課	長	高田寛生
学校給食センター	長	高井葉子
幼児センター	長	酒井隆志
農業委員会	長	荒木隆志

○出席事務局職員

事務局	長	佐竹祐子
書	記	中野秀美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、篠原正男君、8番、新井正治君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告をします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、財政係長、馬淵淳君、住民係長、樋口範幸君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。
次に、去る9月12日、決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に新井正治君、同副委員長に青羽雄士君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 委員会報告第2号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告を行います。
産業建設常任委員長、竹内正貴君。
○産業建設常任委員長（竹内正貴君） 平成30年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。
期日は、平成30年9月3日及び4日の2日間です。
出席委員は、産業建設常任委員全員。
説明のために出席した者は、福村農政課長ほか記載のとおりであります。
調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道及び商工観光その他産業建設常任委員会の所管する事務であります。
調査結果といたしまして、①、農耕期間の気象経過や主要作物の作況状況については、記載のと

おりであります。

②、意見といたしましては、農政課関係で、堆肥センターは建設から相当の年数が経過しております。施設の改修等、今後の見通しを早目に検討されたい。また、有害鳥獣による農業被害が町内全域に広がっています。町内に広く注意喚起するとともに、全町的な対応策を検討されたい。本町は、国営緊急農地再編整備事業の導入など農業振興に力を入れています。農業者や農業委員会と連携して、農地保全のために力を尽くされたい。

③といたしまして、商工観光課関係では、JR在来線の函館線小樽長万部間は観光列車を活用した札幌圏からの観光客誘致に有効であると考えられる。在来線を残し、観光施策としても活用する方策を検討されたい。にぎわいづくり起業家サポート事業で補助を受けた事業者は、補助要綱により3年間事業報告を提出することになっているが、中にはさらに継続的に営業に関する相談や指導が必要な事業者も生じることが考えられる。関係機関とも連携しながら、そうした相談体制を検討されたい。道の駅ビュープラザ施設周辺に商業施設ができるなど、にぎわいができることはよいが、交通量の多い道路に面していることから、交通安全に対する注意喚起が必要である。また、場所の選定は今後になるとしても、新たな道の駅の構想を検討する必要がある。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいま報告のあった産業建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については町長に対し善処されるよう要望したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告の件についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については町長に対し善処されるよう要望することを決しました。

◎日程第4 陳情第2号

○議長（高橋 守君） 日程第4、陳情第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書提出を求める陳情の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

青羽総務常任委員長。

○総務常任委員長（青羽雄士君） 去る9月12日の本会議におきまして当委員会に付託されました陳情第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見

書提出を求める陳情は、9月12日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、陳情内容の記書き5のうち、前段の高校授業料無償制度への所得制限撤廃についての願意は妥当と認める。後段の全ての高等学校の授業料無償化適用に関する部分は、なお委員会で調査する必要があるので、継続審査とすることになり、別紙報告書のとおり一部を採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

これより陳情第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） この一部を除くことは、なぜ除くのか。その意味は、どういう意味でしょうか。

○議長（高橋 守君） 青羽委員長。

○総務常任委員長（青羽雄士君） 質問の内容を再度確認したいと思いますけれども、全ての高等学校の授業料無償化適用、その部分をなぜ外したのかということの質問でよろしいですね。

そのことに関して、我々も慎重審議した結果、これにはわかりやすく言えば朝鮮人学校が含まれているというようなことから、朝鮮人学校は専門的な学校として、専門学校かというようなことで認められていて、専門学校にもそれなりの補助というものがされているというふうにはお聞きしていますけれども、朝鮮人学校、その教育内容については不透明なところもあるし、例えば補助した場合、それが本当に子どもたちのところに届くのか、そういった不透明感もある中で、今はもう少しどういった内容なものなのか慎重審議する必要があるというふうな総務常任委員会の見解でありました。そういうことでございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書提出を求める陳情を一部を除き採択することに反対の立場で討論に参加します。

これまでこの陳情書は、毎年のように提案されて、毎回採択されてきた経過があると思います。今回に限り一部の語句を除いて採択するというので、これは陳情項目の5にある高校授業料無償化への所得制限撤廃とともに、全ての高等学校の授業料無償化適用を実現するよう要請しますとある、この中の全ての高等学校の表現が、いわゆる朝鮮学校を含むことになって、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象から除外すべきだとの考えに基づいているということが先ほどの委員長の答弁から明らかになりました。私は、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象から除外することには反対です。

他の外国人学校と同じように扱うべきであると考えます。したがって、この削除すべきということは不適であると考えています。2017年7月28日に国が朝鮮学校を高校授業料無償化の対象から除外したのは違法だとして、学校法人大阪朝鮮学園が国に処分取り消しなどを求めた訴訟の判決が大阪地裁でありました。判決は、法の趣旨を逸脱するもので違法と判断して除外処分を取り消し、無償化の適用を命じました。この判決の中で、拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮学校を無償化対象から排除したと指摘し、無償化の目的である教育機会の均等確保とは無関係で、適用の根拠規定を削除したのは無効と判断しています。

また、朝鮮学校では北朝鮮主導者に敬愛の念を抱き、国家理念を賛美する教育が行われていると言及はしていますが、判決では就学支援金が授業料に充てられず、朝鮮総連から不当な支配を受けている疑念を生じさせる特段の事情は認められないとしています。国際人権規約や子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についてはその国籍に関係なく、その子どもが実際に住んでいる国の政府が責任を持つことになっています。国の高校無償化法でも日本の高校教育に準じた外国人学校に無償化措置をすることにしています。朝鮮学校での教育は、日本の学習指導要領に沿ったものが多く、日本の高校教育に準じたものと言えます。このような朝鮮学校を高校無償化の適用除外とすることには道理がありません。どの国の子どもに対しても学ぶ権利を保障するのが国際ルールであり、特定の国の外国人学校を排除すべきではありません。朝鮮学校が今日のような形で存在している背景には、戦前の日本による朝鮮侵略と植民地支配の歴史があります。それだけに、日本政府は国際条約や人権の精神に沿った誠実な対応が求められています。

最後に、本陳情は全ての語句を削除せずに採択すべきであることを訴えて、討論を終了します。

○議長（高橋 守君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書提出を求める陳情の一部を除き採択することに賛成の立場で発言をいたします。

さきに開催されました総務常任委員会で一部を除き採択すべきものとした理由につきましては、先ほどの委員長報告にもありましたとおり、委員会での審査に当たり願意は妥当と認めたものの、陳情内容の記書き5項の内容を検討するに当たり、前段の高校授業料無償制度への所得制限撤廃についての願意は理解できるものの、後段の全ての高等学校の授業料無償化適用に関する部分については、そもそも教育制度は全てを無償化すべきものであり、高等学校のみでは不足であるということや、法的には高等学校課程のある専門学校を含む全ての高等学校が適用されていること。しかしながら、実際の給付に際して法的に定めた要件に沿って調査、判断されているために、一部の学校で給付の対象になっていないことがあります。そのことは、国際情勢などのさまざまな判断があったことと伝わっておりますが、現時点では判断できる情報がないのも事実であります。時期尚早ではないかとの意見に集約されました。よって、全ての高等学校の授業料無償化適用に関する部分につきましては、なお委員会で調査する必要があるため継続審査としたものであり、私もその立場に賛成いたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより本件に対して起立採決をいたしたいと思います。

本件に賛成する人の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり一部を除き採択すべきものと決しました。

◎日程第5 一般質問

○議長（高橋 守君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

猪狩一郎君。

○9番（猪狩一郎君） さきに通告いたしました小規模な宿泊事業者への支援策について質問いたします。

北海道を訪れる外国人観光客数は、昨年6年連続で過去最高を更新し、279万2,100人を記録いたしました。2020年までには500万人の目標達成を目指しています。ニセコ山麓においても、外資系の大型商業施設やホテル等が続々と建設中であります。大変結構なことですが、地元の人たちが経営するペンション、コテージを含め、今後は民泊も大事な方策ではないかと思えます。このような小規模宿泊事業者への支援策について、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの猪狩議員のご質問にお答えいたします。現在ニセコ町内においては、施設建設などの投資が行われており、6月にはモイワスキー場においてホテル2棟190室、別荘31戸を2021年までに完成させるという開発計画も発表されております。このように観光事業者等による宿泊施設整備が進んでおり、ペンション、ロジを初めとする多様な宿泊施設を既に有しているニセコ町においては、民泊を行政主導で積極的にふやしていく必要性は薄いのではないかと考えております。なお、町内の民泊の現状としましては、8月末現在で4件の民泊事業届け出が北海道になされております。また、小規模宿泊事業者の支援策につきましては、町においてはにぎわいづくり起業家等サポート事業を実施しており、事業所の事業継承や事業拡張などを行うときは上限100万円の補助対象となっております。これまでにも、簡易宿泊所の新設などに補助をしているところでござ

います。ソフト面では、商工観光課においてメニューやパンフレットの翻訳などを随時支援しているところがございます。ほかにも観光協会においても宿泊プラン等を作成し、エージェント等に情報提供をしているほか、窓口等において予約対応を行っており、小規模宿泊事業者への送客も行ってきているところであります。多様な宿泊施設を提供し、来訪者のさまざまな旅行スタイルに対応できることもニセコの魅力の一つと考えておりますので、引き続きこれらの支援に総合的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 今町長の説明で大変わかったのですが、いずれにいたしましてもニセコ町は行政の力もありますが、世界的に冠たるニセコとして、スキー場を中心にだんだん有名になってきたわけですが、ただやっぱり決して大規模経営が悪いということではないのですけれども、景況感というのですか、土地から全部外国人が占められまして、どうも我々が蚊帳の外にいるような感じを受けるのは否めないような気がいたします。それで、先ほども言ったように、地元で我々も一緒に何とか、町長の言われる相互扶助ではないのですけれども、ともに5,000人の人口が少しでも恩恵を受ける方法は何かないかなということ、大した資本もかからない民泊ですとか民宿ですとか、そういう方法がどうかと思ひまして、そういう方向でもう少し何かいい方法がないかなということでご質問させていただきました。これについて、いろいろ手を打っているということなのですから、そのほかに具体的にそういう地元がもう少し潤うような方法はないものでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在ニセコ町、大型の投資といえますか、ホテルも現にありますが、既にニセコに来ておられるホテルにおきましては、従業員の皆さんが祭りへの参加ですとか、地域のさまざまな支援を實際講じていただいておりますし、現在本社自体をニセコに移して設立している企業も多くあります。町としましては、できるだけ大型の、中型も含めて、ニセコに本拠を置いて、あるいは事業者の本社を置いて営業してもらおうよう、これまでも、それからこれからも要請活動を行っていきたいと思います。

ただ、多様な宿泊施設、多様な旅行客のニーズに応えるという面では、B&Bを初め、多様な形の受け入れが必要だというふうに思っています。その意味では、やっぱり地域の宿泊の質も大変重要だというふうに考えておりまして、民泊も一定程度の質を有しているものにつきましては、これまで同様にぎわいづくりのサポート事業等において、また観光協会のソフト面の支援についても引き続き行ってまいりたい、このように考えております。できるだけ地域密着型で地域と協力してもらえ企業を支援していく。その方針については、今後とも変わらないということを申し上げておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 今説明でよくわかったのですけれども、質を上げていただくということも必要なのですから、前に金井参事がデータを出していただいて、残念ながら観光では地元で落

ちるお金が余りにも少な過ぎるということで、その辺を考慮していただいて、何らかの形でもうちょっといろんな多方面で、補助まではいかないのですけれども、援助していただければなと思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 地方創生の分析の中でこれまでニセコ町の資源循環ですね、これはこれまでの産業関連指標の調査においても、過去20年前から見れば、今地元循環率は実は相当ふえておりまして、例えばホテルなんかでもほとんど米は地元の米を使ったり、できるだけ地元のものという形で循環させていただいております。今後とも地域循環率が高まるよう努力してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） 8月30日の通告に基づきます、新庁舎建設について質問いたしたいと思っております。

2021年運用開始を目指し、CO₂削減やZEB Readyの建造物である新庁舎の実施設計に入っていますが、進捗状況を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの竹内議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎建設の実施設計の進捗状況につきましては、ニセコ町役場新庁舎基本設計に基づき、面積の縮小をさらに検討し、現在執務室のレイアウトや具体的な意匠設計及び構造設計並びに電気、機械設備など、省エネに関する検討を進めているところでございます。

議員ご指摘の新庁舎のCO₂削減やZEB Readyの進捗状況としては、当初から検討している地中熱ヒートポンプや太陽光パネルなど、持続可能なエネルギーを含め、現在SDGsや検討中の第2次環境モデル都市アクションプランによるLPG、プロパンガスであります。これなどの新庁舎のエネルギーについて複数の案を検討中でございます。なお、LPGガスを導入し、コージェネレーションシステムを導入する案の場合、建設時点でZEB Readyとなるか否かは現在精査中であります。ただ、建設当初においてZEB Readyに至らない場合も想定しております。この場合でも、将来コストダウンが見込まれる際に導入したいと考えている太陽光パネルの設置であったり、また技術革新が進み現実的な導入可能性が見え始めた水素ガス燃料が将来採算性のある燃料となった場合にLPGから水素ガス燃料へ転換することも視野に入れながら検討を進めているところでございます。これらが実現した際には、ZEB Readyを超え、限りなくZEBに近づく環境モデル都市にふさわしい庁舎となるものと考えており、LPGによるコージェネレーションの導入案はその第一歩であると考えておりますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長の答弁で大体のところは見えてきて、まだまだ実施設計については途中だということで、これからまだいろいろ変化していく可能性があるなというのは私自身も理解したところであります。

ただ、基本設計の中における面積が、それから今現在縮小案として出ているところで約464平米ですか。縮小したということで、除雪の関係については庁舎の周りを機械でやれるようになったのかなという感覚では私はいます。そういう方向であってほしいなという気持ちがあるのが1つです。

それから、もう一つ、風除室の関係が、やはり夏場は風通しがいいということはいいと思うのですが、冬場の一方通行、今の現状の自動ドアの絡みから見てもわかるかなと思うのですが、その近くに職員が仕事しているという場合においては、その担当職員はかなり寒い思いをしなくてはいけないのではないかなという感覚があります。実施設計に入った段階での図面を総務常任委員会の報告の書類を見せていただいた中においても、風除室というか、玄関の入り口はもう少し考える必要があるのではないかなというのがまず1つ。

それから、冷暖房については、今LPGガス、それから水素ガスの絡み、また太陽光のパネルについても後日考えるということのお話でした。ヒートポンプについても、その中の対象の一つになっていることだと思うのですが、もしこの中で今単価計算がされているものであるならば、わかる範囲で結構なので、その辺のお話をお伺いしたいというのが2点目です。

それから、こういう面で、例えば今実際資材単価が上がったり建築費用が上がってきているのが実際の現状であります。当初計画として20億円の中で取り進めていくという話の中においては、やはり当初のこういう熱源についてはかなり費用がかかっていくのかなという気がします。実際ことし、雲南市の視察に私も随行させていただいた経緯の中においても、地下水を利用してみたり、雨水を利用してみたりという何か努力がされておりました。そういう面を含めて、町としては考える必要があるのではないかなと思うのです。逆にそこで費用を抑えることによって、例えばコンクリの厚さをふやすことによって断熱効果を上げたり、または採光の、お日様のとり方というのかな、採光方法をもう少し考えることによって、中の職員の生活環境も変わってくるのかなという気もするので、その辺を含めてお話いただければと思います。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 竹内議員のご質問にお答えしたいと思います。

3点ほどあったと思うのですけれども、1点目が風除室の関係ということで、今入り口については3カ所見ております。全て3カ所を自動ドアにするということではなくて、これからいろいろ検討します。入り方なのですけれども、直接入る形ではなく、よくお店とか行くと交互に入る形をとると思うのですが、今回も風除室をダブルでドアを設けていますので、交互にすることによって風の向きを直接室内に入らないような、そんな仕組みを考えたいというふうに考えています。あと自動ドアも、今バリアフリーの関係とかいろいろあるのですけれども、タッチをして自動ドアがあくシステムにしたほうがいいのか、それともそのままあいたほうがいいのか、いろいろその辺も検討して、風除室の考え方については進めていきたいというふうに思っております。

2点目の、今の省エネの関係のどれぐらいの単価というか、概算的なものがかかるかということなのですけれども、今実施設計進んでいる最中なのですが、基本設計の段階では皆様にもご説明したようにヒートポンプと太陽光を用いて省エネを進めていくというお話をしていたのですが、今別ないろんなさまざまなエネルギーの取り組みも考えるという中で、もしヒートポンプをやる場合の

概算ということで当初出していたのが大体2億円程度と。これは、あくまでも概算です。これから設計していかなければならないのですけれども、これをもしLPGという方法に変えることによって、かなり金額を抑えることができるのではないかとというところで、本当のつかみの概算ですけれども、大体5,000万円程度でできるのではないかなというふうに見ています。その分、例えばLPGないし、そういうエネルギーの方向に持っていくとなれば、その浮いたお金と言ったらおかしいのですけれども、それを建物躯体の、先ほど3点目の質問にあったように、それを躯体のほうに持って行って、例えば壁の厚さを厚くしたり、断熱材を厚くしたりとか、あと窓の性能を高めるような、そういうことを一応検討していきたいというふうには実施設計で考えております。

それとあと、最後の20億円というお金、当初のお話としてはありました。極力今実施設計においては、その範囲内で進めていきたいというふうには考えております。しかし、いろんな今社会現象の中で消費税が上がるというお話もあったり、諸経費も年々上がってきているということや、経費も結構上がってきているというところがあるので、この辺も踏まえて十分そこは考えていきたいというふうに思っているのと、先ほど言った雲南省の視察の関係も、私も一緒に見させていただいて、いろんな取り組みをしておりますので、その辺についてはいろいろ窓の開口の大きさとか、ひさしの出し方とか、いろんな部分で極力建物における省エネを持って行って、機械設備だけに頼らない自然光やいろんなものを利用しながら建物の省エネのほうを努めていきたいというふうには今実施設計のほうでいろいろ考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在、先ほど申しましたエネルギーは大変重要だというふうに思っております。それから、ご指摘ありました断熱性能、これは極力最大限高めていきたいというふうに考えております。これまで私ども一つのエネルギーで賄うことが集中的にコストダウンにつながるというふうに思っておりますが、今回の停電においても地中熱ヒートポンプを動かすための動力が必要でありまして、実はこれに相当な電力が必要だということもあったり、そういう面では小さなエネルギーを分散して危機管理を行うということも将来にわたっては大変重要ではないかというように考えておりますので、何か一つのものにこだわるよりは、将来の導入可能性をしっかりと見きわめながら、分散型エネルギーによってその防災庁舎の機能を高めていくということも重要ではないかと考えておりますので、これらのことも十分検討しながら、将来にわたって持続する、よりよい庁舎建設を目指してまいりたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） それでは、さきに通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。

地域防災計画とその実行性についてであります。全国各地で自然災害等が発生し、尊い命や財産が失われるなど、大変心が痛む日々が続きます。特に9月6日未明に発生しました胆振東部地震につきましては、被害に遭われた方、また残念ながら命を落とされた方にご冥福とお見舞いを申し上げます。

災害報道の中においては、住民や行政の判断が早目にあればとか、まだ大丈夫と判断してしまっ

たなど、その判断に悔やむ声がとても心に深く刻まれています。私は、地域防災を考えるときに、高齢者や障害者を持った方々の避難について、日ごろの訓練や行政と地域自治会との連携といったことが欠かせないと考えております。

そこで、ニセコ町として地域防災、特に国の定めるところによりますと、地区防災という言葉を使っているようでございますけれども、それらに関しましてどのように取り組まれ、今後どのような方向性を持っておられるか、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、ニセコ町防災会議において町、防災関係機関、町民、事業者の皆さんが果たす責務や役割について定め、町民の皆さんの生命や財産を守ることを目的としています。

議員ご指摘の地域防災に関する取り組みとしましては、現在のところニセコ町防災ガイドマップ、平成28年3月策定したものでありますが、これらの配布や「広報ニセコ」、ラジオニセコなどによる啓発を実施しているほか、毎年北海道が主体となる原子力防災訓練の実施に合わせ、ニセコ町も訓練を実施しているところでございます。今年度も10月に予定している原子力防災訓練に合わせて、町の訓練を実施する予定としております。これまで自主防災組織のあり方について、里見地域、中央地域の2つの地域と地域防災活動のイメージづくりを進めてきており、今後も具体化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

そこで、今後どのような方向性を持っているかについてでございますが、自主防災活動に向けて住民みずから防災活動の意識を高め、被害軽減を図るためにも、まずは防災に関する知識を周知するために、講師による説明会や図上訓練を実施するなど、段階を踏まえ、今後は町内会に出向いて育成強化、整備を受けて防災訓練を実施していきたいというふうに考えております。また、町内会とも連携を強めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原正男君。

○7番（篠原正男君） まず、ニセコ町の地域防災計画につきましては、それぞれ答弁があったとおりだというふうに思いますが、その中で地域の自主的な防災活動の、または防災組織の育成というのがニセコ町の防災計画の中に位置づけられるというふうに思っておりますが、その位置づけについてどのような取り組みを行っておられるのか。先ほど里見地区、中央地区でしょうか、2地区での取り組みとありましたけれども、もう少し具体的にどのように取り組むのかということ。それとあわせて、地区防災の計画について、国の法律では地区防災の計画策定を都道府県、市町村に求めているのではないかとこのように考えておりますが、この地区防災計画の考え方について、再度お伺いをいたします。

それから、先ほどの地区の、いわゆる地域の考え方ですけれども、私は行政区域も大切ではありますが、ニセコ町が災害が起きるであろう、いわゆる防災マップで指定したところの崖崩れや河川の氾濫といったような緊急性、自然災害における緊急性を要する地区を対象として、まずは取り組むべきではないかなというふうに考えますが、その点をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の具体的に自主的な活動をして、どのようなことをやっていたかということについては、町内会のほうに今、先ほども説明したように2つの地域、里見地区と中央地区ですね、そちらのほうにつきましては、町のほうの防災ガイドマップや広報ニセコなどによる周知、それと一部防災に関する知識の講習を行ってきたという経緯がまずあります。

あと、計画についての2点目の地区防災の考え方ということで、どのように今後していくかというところなのですが、まず自治会の防災体制の確立をしっかりと図るということ。組織づくり、それと連絡網の体制づくりですね、あと避難場所の誘導體制、先ほども言ったようにニセコ町の防災ガイドマップ、「広報ニセコ」、それと防災知識の講習をしっかりとやっていく。それと、防災訓練の実施、これらを2点目の部分としてしっかりと行っていくという考えを持っていきたいと思っております。

3点目の部分なのですが、今後地域において自主防災的な活動を展開するに当たって、今具体的に考えておりますのが原子力防災訓練ですね、10月22日に予定しておりますけれども、今中央地区を想定とした、住民を対象に大規模な避難訓練を実施していきたいというふうにまず考えております。そのほかに具体的にどのような活動をしていくかということではございますが、本来であれば9月8日土曜日に研修会として災害と向き合う自助ということで基調講演、D oはぐの図上演習も予定しておりましたけれども、台風と地震に伴う停電において中止しているということなのですが、これについても今年度中に実施していきたいというふうに、地域に目がけて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、防災全体の考え方でありまして、ニセコ町防災計画作成しております、ニセコ町においてはこれで全町を網羅して進めていきたいと考えております。

ただ、地域個別の課題もこれからたくさんあると思いますので、それは先ほど申しました、担当のほうで申しあげました地区のそれぞれの自主組織の成立とともに検討し、簡易なものであってもそういうものは将来的にはつくってきたいというふうに考えております。

また、今般の停電でコミュニティセンター、非常発電であるとか、そういう面での機能が薄いということもわかりましたので、これらの機能強化につきましてもまた議会の皆さんに補正予算含めてご相談させていただきたいと思っております。

それと、一番最後に言われました崖崩れや河川の氾濫箇所、これはニセコ町でも地区指定しておりますので、ここを優先してそういった訓練をやるべきでないかということについては、まさにそのとおりというふうに思いますので、今後検討し、地域の皆さんとどういった形でやるかも含めて協議をしながら、できるだけ早くこういった具体的な訓練活動も行っていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） なかなか質問が悪くて意見かみ合わなくて、申しわけないです。

ただ、私がお話したいのは、いわゆる地区防災計画というもの、ニセコ町の地域防災計画があって、そのまたさらに地区ごとの、いわゆるコミュニティを一つの単位とした地区ごとの防災計画があります。それをつくる計画はありませんかというのがまず1つ。

もう一方では、この計画というのは行政がつくるという手法もありますけれども、逆に地域がつくったものを防災会議が認定し、ニセコ町防災計画の中に位置づけるという手法もあるということでございます。その点を再度ご回答いただければというふうに思います。

もう一つ、いわゆる地域とのかかわり合いを持つときには、ニセコ町全般がそうなのですが、一部署が一業務のかかわりを持つのではなく、地域と行政という大きなかかわりの中で物事を進めていかないといけないのではないかなという考え方を常に持っております。もう少し言いますと、いわゆる防災は防災だから、ここの地区との担当はこういうパイプですよということではなくて、ニセコ町と地区とのパイプの中に防災があります。ごみもありますというような考え方を持っておべきだろうというふうに思いますが、その点は再度お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 答弁の仕方が悪くて申しわけありません。

今篠原議員言われたことは、自主防災組織、これからつくっていきたいというふうに考えております。その中で地域の皆さんとともに、地域ごとの、例えばニセコ町は広域的な集落、制度としてそれぞれコミュニティセンターごとにありますので、その単位でそういった自主防災組織ができ、その中で我々はこういう災害あった、こういう形で対処しましょうという計画ができ上がっていけばいいのではないかとこのように考えておまして、そのためにはやっぱり自主防災組織づくりもあわせて並行して行っていく必要があるのではないかとこのように考えておりますので、これらにつきましては今後自主防災組織づくりのモデル地区を定める中から、あるいは広がりの中で進めていきたいと思っております。

それと、2点目の地域と行政とのかかわりは、それぞれごとに縦割りでやるのではなくて、町全体でやるべきでないかということ、まさにおっしゃるとおりで、そういう努力を我々はしているつもりであります。具体的にここはもっとこうすべきという点あれば、またご指摘賜ればありがたいというふうに思います。

また、かつて地域担当制というものもニセコ町で一時検討して、これにつきましては断念した経緯がありますが、なかなか今仕事上それぞれの仕事の割り振り見ると相当厳しい状況もあって、地区担当性につきましては今現在現実的にはちょっと難しいかなと正直なところ思っております。また、こういった面で具体的なご提案あれば、しっかり検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） ニセコ町地域防災計画が改定されたのは平成26年だというふうに記憶していますが、現在まで4年経過していて、そういう地域とのかかわり合いが今まさにスタートライン

に乗ろうとしているというところではありますが、これは先ほど申し上げました地震災害もそうですし、特に自然災害等においては待ったなしの状態だろうというふうに思っております。スピード感を持って進めるべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（高橋 守君） 次に、新井正治君。

（何事か声あり）

認めません。後で。

（「いや、今……」の声あり）

認めません。

（「この質問の順序ですけれども……」の声あり）

（「認めないと言っているでしょう」の声あり）

（「いや、なぜこうなっているのか。認めないとおっしゃいますけれども、今までの規定として通告の順序に従ってなっているはずなんですけれども、これちょっと説明していただきたいんですけれども。それと、もう一点あります」の声あり）

今の新井さんの日にちは、事務局のほうで日にちを間違えましたということです。

（「事務局が間違えた」の声あり）

はい。

（「それから、もう一点、済みません。私、新井さんの次に質問するんですけれども、これきょう朝配られたときに、資料を、この法律の資料と附帯決議を添付するように事務局をお願いしたんですけれども、これ手元がないんですけれども、用意していただけないでしょうか」の声あり）

とりあえず新井さんやってください。この新井さん終わってから休憩とります。

○8番（新井正治君） 通告に従いまして、ニセコ町内における慢性的な担い手不足について質問いたします。

農業と観光が2大基幹産業であるニセコ町ですが、農政課主幹の担い手事業、これは新規就農支援等が含まれますが、のほかは活発に行われていないように思います。商工業を含む観光とそれ以外の担い手確保に向けた取り組みや中核人材の確保、育成、また高齢化対策についてのニセコ町独自の考え方を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの新井議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、小規模事業者の事業継承はニセコ町においても課題となっております。ニセコ町においては、ニセコ町商工会が平成27年に策定した経営発達支援計画により事業継承の支援についても取り組んでおります。昨年の実績では、事業継承セミナーには参加者が10名、事業継承個別相談会には4名が参加され、ビジネスプランの作成方法を学ぶニセコビジネススクールは全5回開催をしております。参加者は、延べ62名で、財務、労務、金融など個別の用務を学ぶビジネススクールセカンドというものは2回開催、参加者延べ26名で、事業計画策定支援が15件となつてご

ざいます。経営者が高齢化し、後継者がいない事業者につきましては、安心して第三者への事業継承などが進められることが大切であり、地域としても商業サービスを確保することは重要なことであります。後継者のみならず、積極的に起業者の育成に取り組んでいるところでございます。また、町においても、にぎわいづくり起業者等サポート事業を商工会と連携して実施しており、事業継承者や起業者を支援することで事業者の拡大だけでなく、担い手の確保にも配慮してきたところでございます。このほか、冬期シーズンが始まる前にニセコエリアで初めて勤務される人を対象としたスタッフトレーニングやドライビング講習をニセコ観光圏協議会が実施しており、サービスや安全の向上に努めているところでございますので、今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 町内では、商工会セミナー等で多数のご参加いただいていることがわかりました。また、冬期に向けてスタッフトレーニング等の実施があるということがわかりました。ありがとうございます。

担い手不足というのは、ニセコ町だけでなく、全国的に問題となっているかと思うのですが、これにより地域の中での中核人材、これは特殊な資格や専門性の高い知識を持つ人たちのことをいうのですが、とり合いが生じているのかなという問題がございます。最近では、ユーチューバーになるのが夢だとかという若年層が、働くことに対する考え方、これが我々世代と違いがあるように感じます。あと、移住してくる人のためのことなのですけれども、まちづくりに力を入れているニセコ町ですけれども、まちづくりするには核となる人材、これキーパーソンといいます、これが必要だと思われま。農政課所管の担い手事業には、年間2,000万円ほど、これ町負担が324万円ぐらいの予算がかけられているのですけれども、それに比べて移住交流促進事業、これの予算は30万円、ビジネス人材、これが20万円、そのほか今町長おっしゃった担い手事業等もやっているかと思うのですけれども、移住、定住に関して予算が少ないのかなというふう思うところでもあります。また、移住、定住、起業に関しては、地域おこし協力隊の制度というのも有効な制度と思いますし、後志総合振興局のほうで後志留学というのがあるのですけれども、これは外国人観光客の多い業種では一定の成果を上げていると聞いています。

ここでちょっと問題かなと思われる点をお聞きしたいのですが、移住に関して単純に移住対策をしていけばいいのでしょうか。

2点目、住環境を整えて待っていれば、まちづくりのキーパーソンが移住してくるものなのでしょうか。

3点目、ニセコ町内にキーパーソンが来たとして、いるとして、そのキーパーソンを適切に担ぎ上げることができるのでしょうか。

4番目、担い手が来るのを待っているのではなく、攻めの姿勢でその獲得に力を入れているのでしょうか。

5点目、何でも協議会を設立すればよいものだということはありませんが、行政や教育機関、商工観光業の各事業所が担い手というキーワードに対して情報共有されていますでしょうか。

6点目、それらのことをまちづくりとして、町全体、ニセコ町全体で考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま6点質問いただきまして、全体のトーンとしては、町の姿勢ではなくて、もっと積極的にいろんなことをやるべきだということではないかなというように思います。

移住対策につきましては、これまで住宅が本当になくて、移住説明会やっても、では住むところあるのかという課題がありましたが、徐々にそういった問題が、まだ完全ではありません、まだまだ足りないのですが、少しずつ緩和されている。これにつきましては、引き続きこれまで同様、移住についての情報発信を行っていきこうというふうに思っております。ただ、インセンティブを用いた移住につきましては、これまでもニセコ町は一貫してやってこないということにしておりますので、やっぱりついの住みか、自分の将来をかける住みかを見つけるのにインセンティブはいかがなものかと。それは、現在でも変わらなく思っております。

それから、住環境につきましては、引き続き民間の皆さんのご協力を得ながら、あるいは町でも今 mismatch 住宅の改修を含めて行っているところであります。これまで、先ほど3点目でキーパーソンということがありましたが、ニセコ町、二十数年間にわたって人材育成、かつては相当力を入れておりましたし、三十数年前からまちづくりの講演会初め、商工会が核となり、さまざまな講演会をやってきました。また、かつては町民の皆さんが海外に行くことに対して町が予算を支援して、さまざまな世界の価値をわかっていただいて、地元で起業をということで、実際にこのことによってアウトドアの会社が設立されたり、さまざまな新たな動きが行った。最近キーパーソン、人材育成につきましては、ニセコ町育ってきた感もあって、町費で多くのお金を出して海外に派遣したり、あるいは交流事業等やっておりますが、引き続きこういうことも新井議員おっしゃるとおり必要なものではないかというように考えております。

また、担い手対策、農業においても、商工会においても、それぞれ頑張ってきていただいておりますが、言われている趣旨はそれぞれの皆さんが出会ったり交流したり、あるいはそこで新たなものを仲間づくりを行って動いていくようなテーブルといいますか、交流の場が少し少ないのではないかと。そういった意味で、この5点目の協議会というものの情報共有が足りないのではないかと。そういう趣旨につながっていくのかなというふうに考えております。これらにつきましても、確かにおっしゃるとおりテーブル、そういった面での交流の場少ないなというふうに思っておりますので、せっかくできたでん粉倉庫を含めた中央倉庫群の活用等を含めて、もう少し幅広い、移住者の皆さんの交流の場、居場所づくりというのが必要ではないかというようには考えております。

町全体としましては、こういった地域で頑張っている人の応援も非常に重要だというふうに思っておりますので、地域の内発的産業支援あるいは人材育成とあわせて、新井議員おっしゃるとおり、そういった新たに来られた皆さんとの交流の場、出会いの場、そういったものも総合的に勘案しながらまちづくりを進めてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 移住の関係が少し出たので、お話をさせていただきたいと思いま

すが、待ちの姿勢でいいのかということもご指摘をいただいたところですが、例えば地域おこし協力隊でいきますと相当多い数をニセコ町では受け入れをしているということで、それに対しても協力隊の全体的な費用としては4,600万円程度行っていると。まさに積極的な移住対策になっているというふうにも考えているところがございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 観光関係の担い手の関係、待っていて来るのかというようなご質問でございましたけれども、これまでも観光協会については全国公募して事務局長を募集させていただいたり、さまざまな形でそういうスキルの持った方を常に情報を集めたり、こちらへかかわりを持っていただくような努力はさせてきていただいております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 地域の交流、仲間づくり少ないとおっしゃる答弁だったと思うのですが、この辺に関しましては情報共有というのを多くコミュニティつくって、できればいいのかなというふうに思います。

あと、起業についてなのですが、そもそも起業の担い手まで町で考えなければいけないのかというふうに言われるかもしれませんが、先日道南の知内町を視察させていただいたのですが、知内町では町と企業が担い手づくりについて真剣に取り組んでいらっしゃるようで、一定の成果を上げていることを勉強させていただきました。ここでは、研修施設をつくったり、マスコミと連携して移住、定住目的の産業別に研修会を開くなど、多岐にわたってしっかりと連携していました。また、これから先、来年には元号の変更、また消費税の増税等、仕事量が多分いろんなところでふえていくということが予想されるのですが、またオーストラリアや欧米に続き、最近ではアジア圏の人たちも続々とニセコにやってきました。また、札幌オリンピックの件でニセコで競技をするかもしれないというような話も出ております。これらに対応できる人材なのですが、人材の確保ができるのかということがちょっと心配で、あと人材流出というのが、これも問題になってきます。2030年には、北海道新幹線の延伸で札幌が通勤圏になるというふうに考えています。こうなると、さらなる中核人材の流出が起こる可能性もあります。人材不足で商売ができなくなる場所が出てくるかもしれません。持続的なまちづくりを目指しているニセコ町が持続的不可能な状況に陥る可能性もあるかもしれません。

そこで、せっかくニセコで育てた人材を札幌等の都市圏に流さないために、どのような対策をとっているかというのを最後伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 人は、生きがいとか住む場所を決めるに当たって、どういう基準で選ばれるのか。当然経済ですとか、あるいは自分の趣味の遊び場があるとか、当然そういうことも重要だというように思いますが、私はこれからの社会は自分の人生、生きざまをどこで過ごすかということに当たっては、環境であるとか、あるいは景観であるとか、そこに住む人々のライフスタイルで

あるとか、そういった風土というのは非常に重要ではないかというふうに思います。そういった意味で、ニセコ町ではこれまで二十数年前から環境というものを大事にし、水環境も含めて徹底した環境や景観、そういったものを守る、乱開発をしないということを町の大きな柱としてこれまでまちづくりを進めてきました。近年ニセコ町に移住される方の多くは、このニセコ町の環境のよさ、それからこれまで有島武郎に培われてきた相互扶助という理念に基づく風通しのよさを随分多くの方から言われます。何かがおもしろいがある、自由に発言ができないとか、そういう町ではないというふうに思っておりますので、私はそういう町の風土、これを守っていくことがまず一番価値がある、ニセコにとっては重要なことではないかというふうに思っております。その上で、これからはやっぱり働く場が必要です。そこにきちっと町として投資をし、あるいは民間と連携をして、雇用の場をいかに確保して、多様な場があること、それがニセコ町を巣立った方が、将来なかなか大学の誘致というのは今難しいわけでありますので、そういった大学との連携もしますが、出た人がやっぱりニセコに将来戻ってきたいと思わせるようなまちづくりが一番の重要なことというふうに思っておりますので、先ほど言われた人材育成も含めて、多様な場を享受するといいますか、いろんな人が自由に発言して自由に動く、そのことを応援する町であり続けることが一番ニセコ町にとっては大事なことかなというふうに思っておりますので、そのポリシーはこれからも大事にしながら進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） この際、午前11時25分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。通告に従いまして、3件質問させていただきます。

先ほどは、一般質問の順番の件でいろいろと中断する展開になりましたけれども、質問はぜひ議長も何かわからないのであれば、きっちり受け取っていただきたいなと思っております。

では、質問に参ります。1点目、男女共同参画社会実現へ向けて、候補者男女均等法の実効性について町長に伺います。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、略して候補者男女均等法が4つの附帯決議とともに、5月16日、参議院本会議において全会一致で可決成立し、同月23日に公布、施行されました。この法律は、余りにも少な過ぎる国会や地方議会の女性議員をふやすために選挙の候補者をできる限り男女均等、できる限り同数にするように促したものです。

以下について町長に伺います。

皆さん、後になりましたけれども、最初に配って目を通していただきたいと思っておりました。現在、皆さんお手元にあるかと思えます。

①、この法制化について、町長はどのように受けとめ、どのような意義や効果があるとお考えか伺います。

②、この法律は、地方公共団体に対して政治分野における男女共同参画推進の責務が規定されています。さらに、具体的に第5条、実態調査、情報収集、第6条、啓発活動、第7条、環境整備、第8条、人材の育成等に関する施策の策定を地方公共団体に求めています。今後各条文に沿った具体的な施策をどのように進めていく予定か伺います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

私は、政府自治体の役割は社会のさまざまな格差や差別をなくし、人々が安心して暮らせる社会をつくることと考えております。また、まちづくりにおいては、男女という区分に限らず、国籍や年齢を含め、社会のあらゆる多様性を享受することにより、人間の尊厳が守られ、そこに新たな価値や魅力、相互扶助の精神が生まれるものと考えております。

ご質問の1の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の法制化についてですが、民主主義や地方自治の発展に寄与するものと考えております。

次に、ご質問2についてでございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第10条第2項でまちづくりへの参加においては、お互いを尊重し、対等の立場であることを明記しているところであり、さらにまちづくり基本条例第2次改正においては、検討委員の活発な議論をもとに男女共同参画や未成年の参加の取り組みを推進するための規定が加わっているところがございます。まちづくり基本条例の規定に基づき、まちづくりの実践を積み重ねていくことが議員の質問にある法律の各条文に規定されている地方公共団体の努力義務に添えていくものと考えており、拡充すべきことはしっかりと議論し、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいまの町長の答弁ですが、正直具体的に、結論としてはニセコ町まちづくり基本条例に沿って実践していくことがこの法律に添えることだという答弁だったと思うのですが、それで十分だと思いますか。確かにまちづくり基本条例の中に男女がともに、今手元にはないのですけれども、男女平等ということをやっていることは確かです。

それで、町長ご存じかどうかわかりませんが、まず男女共同参画社会基本法の前文には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると規定されています。これは、最重要課題の一つではなくて、まさに最重要課題というふうに位置づけています。これに対して、ニセコ町はどのように具体的に取り組むのか、そこをお答えいただきたいのですけれども、私は2番目のところで、まず5条の地方自治体に課せられた責務として実態調査、それから啓発運動、環境整備、それから人材の育成等、こういうことをどのように具体的に進められていくか、そこを伺いたいと思います。

それで、一例として……一例だけではないのですけれども、たまたま私は交流がありました埼玉県八潮市の議員さんから、直ちにこの法令が施行されて、5月23日に施行されて、埼玉県の八潮市では法律制定後、職員対象の男女共同参画「D o」メールで法制規定について知らせているということなのです。また、このメールで議員にも全員にプリントを配付しているということがあります。

ニセコ町において、町民とか職員に対して周知を徹底させる、啓発するためにも、こういう法律ができましたよということを町ではアクション何かとられましたでしょうか。私は、自分の議員レポートでこの法律に関して役場の職員の皆さんにお配りしました。そして、まだ配布を終えていませんけれども、町民の方々にも皆さんに少しでも早くこの法律について理解していただきたい。この法律ができたということを知っていただきたいという思いで、まだ現在途中ですけれども、配布しています。私は、提案として、ぜひとも「広報ニセコ」でこの候補者男女均等法について掲載されてはいかがかと思っておりますけれども、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町において、この法律自体を住民の皆さんに周知するという事はこれまでやってきておりません。議員おっしゃるとおり、この男女共同参画の一層の促進という面では、法律の趣旨を知らせるべきということでもありますので、広報に入れ込むか、どういう形で知らせるのがいいか検討して進めたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 町長の答弁、非常に漠然としていて、具体的なことは余り、まだほとんどお考えになっていらっしゃらないのかなというふうに思っていますけれども、私はまずこの法律に書いてあるように、地方公共団体の努力義務として実態調査、なぜ、どうして女性議員が少ないのか、また立候補しづらいのかという調査をされてはいかがかと思っています。そして、情報収集していただきたい。それから、啓発活動では、今申し上げたように「広報ニセコ」でこの法律を町民の皆さんにお知らせすることも一つの方法ではないかと思っています。

それから、環境整備ですけれども、これから乳幼児を抱えたり、本当に若い女性たちも立候補するに当たって保育スペースとか託児サービスとか、それから議員の育児休暇を……出産だけでなく、育児休暇も認めるとか、そういう規定を検討されていかなければならないのではないかと思います。

それから、人材の育成なのですけれども、町長、これぞ存じ……実は2014年、札幌市で行われた日本女性会議、これ北海道で初めて行われたのですけれども、このときに町長にお話ししたところ、町長は企画環境課の職員、中田さんだっと思っておりますけれども、道庁から派遣されてきた中田さんをこの会議に参加するようにしてくださいました。それで、その次に、実はここにちゃんと証拠写真がありますので、2016年、苫小牧市で日本女性会議が開かれるということで、これ日本女性会議というのは日本で行われている女性会議で最大の女性会議です。そこで、この実行委員長の高橋雅子さんという方が2016年8月18日に町長をお訪ねして、町長室で、残念ながら私のレポートを持ってこなかったのですけれども、町長が幕にサインされました。それで、そのときに男社会にストップというふうに、ニセコ町長片山健也というのをサインしてくださいました。このときに町長は、日本女性会議に職員を派遣するということを実行委員長の高橋雅子さんにおっしゃっていました。でも、実際にこれ2016年で翌年の10月の13日から15日にこれが開催されたのですけれども、残念ながら町長はすっかりお忘れになっていたようで、お話しに行ったときは、そんなものあったかなという感じで派遣も何もされなかったのですけれども、せめてこの日本女性会議、毎年行われますけ

れども、ことしは金沢で開催されます。そういうわけで、毎年開催されますけれども、ここで男女共同参画の会議ですので、ぜひ日本女性会議に職員のみならず、町民の中から一部補助するとか、そして参加するようにやっていただきたいなというふうに私は思っております。

それから、町長、日本に国が設立しているヌエック、国立女性教育会館というのが武蔵嵐山にあります。私は何度も行ったことがありますけれども、そこは毎年夏にセミナーとか会議とか男女共同参画についてのセミナーを、これは設立が1977年ですから、40年近くいろんなそういうセミナー、研究会、講演などをやっております。私も何度か参加しています。

それと、こういうところに今まだいろんなものがありますけれども、大きなものとしては日本女性会議と、それからヌエック、国立女性教育会館というのがありますので、職員だけでなく、町民から募って、旅費とか一部補助でも結構ですので、それはどういうふうになるかわかりませんが、派遣して勉強するとか。それで、日本女性会議も最初のころはそうでもなかったのですが、今参加者の30%以上が男性なのです。どういうところから来られているかという、地方公共団体から皆さん来られています。個人で来られている方はほとんどいらっしゃらないと思いますけれども、だんだん参加される職員の方は多くなっています。ヌエックにも男性はちらちらと。これは、余り多くはなかったのです。私は、2010年参加したときは、全く私個人で参加しましたけれども、140名のセミナー、私のように全く個人で来たのは1人か2人、全部どこから派遣されているという一覧表がありましたので。そうしますと、地方公共団体、それから外郭団体の男女共同センター、そういうところから派遣された職員で、男性もたくさんいらっしゃいました。ニセコ町は小さな自治体なので、男女共同参画課というのはないのです。その窓口になっているのは企画環境課になっていますけれども、企画環境課も、私も毎年、年に1回男女共同参画に関する講演とか、細々とですけれども、続けてきましたけれども、もう少し企画環境課がこういう法律もできてきたことですから、企画環境課もしっかりとそれに向き合っていただきたいと思っています。そして、支援すべきところは支援する、これは非常に大事なことだと思います。

私は、いろいろと切りがないです。女性議員が議会にどれだけ割合がいるということは、非常に大事なことです。何割かいるということは、その町村の、その自治体のやはりレベルというか、それがはっきり言って図られることは確かです。今神奈川県の大磯町では、57%の女性議員……

○議長（高橋 守君） 斉藤議員……

○4番（斉藤うめ子君） これ大事なことですから、はしよりたくありません。

57%の、14名のうち8名が女性議員です。ずっと半数以上で、全国から注目されています。それから、その隣の葉山町ではやはり50%、それから大阪府の……有名なところなのですが、そこでも50%の女性議員がずっと維持されてきています。私も前ですけれども、大磯町の議員さんに、1人ならず、なぜ女性がこんなに多いのかということをお電話して聞いたことがあります、その理由を。そうしましたら議員さんは、ここは東京都にも近いので、東京にお仕事に行かれる方が多いし、それで地元にいる女性たちが議員になる。それに対して、非常に皆さん、男性の方から感謝されて、本当によくやったださって、私たちのかわりに、男性のかわりに女性たちがこれだけやっているということに感謝されているということをして1人ならずの議員さんからそういうお答えをいた

できました。ニセコ町も一生懸命世界のニセコというふうに頑張っていらっしゃるようですけども、女性議員数がどれだけの割合になるかということで、やはり町の世界的な地位というのですか、そういうものが図られるものだと私は思っています。ですから、町長もこういうことに対して私が今申し上げたことに対して、もう一度お考えいただきたいなと思っていますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問といひますか、考えというのは2点あるかなと思ひます。

1つは、議会議員の実態調査をして、こういったものを進めるべきでないかということと言われたいと思ひますが、議会自体は町の方針を決める議決機関として大変重要な機関でありまして、首長とはチェック・アンド・バランスの機関というふうに位置づけられているかと思ひます。その重要なチェック・アンド・バランスの機関の実態調査を町長が行って、町として啓発活動をやるといひのはいかなものかという気が私にはしてあります。正式に議長から町長にこういうことといひことがあれば、またそれは別ですが、議会のことに関していろいろな面で首長として関与するのはいかなものかといひのが基本的な考え方であります。

それと、2点目のいろいろな女性に関する女性会議を含めたたくさんの会議があつて、そこに職員や町民をとということではありますが、職員につきましては苦小牧も含めてできるだけ出るようにして配慮してきたところではありますが、どうしても職務上のさまざまな仕事があつて出れない場合もありますので、全部にお出しすることはちょっと難しいかなと思ひますが、できるだけ配慮して、出せるものについては出してもらいたいといひように思ひます。

ただ、町民の皆さんにといひのものも、これまでニセコ町は基本的に住民の皆さんの活動を応援するといひ下支えをするのが役場の大きな役割で、行政が主導して何かをどんとやっけていくといひものより、実態をこれまでまちづくり基本条例もそうではありますが、住民の皆さんの活動、そのことを応援するといひことにしてありますので、ぜひそういう女性の皆さんの会議がニセコで活発な動きがあつて、それをいろいろな面で支援するといひ方向になれば、ニセコ町のまちづくり、基本条例の趣旨にも合うのではないかと、そのように考えているところでもあります。よろしくお願ひをいたしませう。

○議長（高橋 守君） 次の質問。

○4番（斉藤うめ子君） 済みませう。質問させてください。

町長、こういう法律があつて、町民が自主的におつしやいますけれども……

○議長（高橋 守君） 斉藤議員、次の質問に入ってください。

○4番（斉藤うめ子君） もう一言続けさせてください。町長、間違つた答弁していると私には思ひますので、一言言わせてください。

これは、ほかの自治体でも首長が率先して、先頭を切つてやっけていらっしゃる自治体もありますので、そういうこともあるといひことをぜひ知っていただきたいと思ひます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほど行政がと言つたのは、金沢であるとか、いろいろな会議に町民をと言

われたので、それについてはやっぱりそういう活動をするグループですとか、そういう皆さんの活発な活動を下支えるというのは町の役割ではないかと申しただけであって、この法律を町がPRしないとかするとか、そういうことを言ったわけではありませんので、誤解なきようお願いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（斉藤うめ子君） 次に行きます。また後日、いろいろとさせていただきたいと思っています。

2件目、中学校、高校の女子生徒のスラックス着用について、教育長に伺います。北海道では、寒さ対策から、学校によって女子生徒の制服にスラックス着用の選択肢を与えているようですが、北海道教育委員会がことし6月に道立高校を対象に行った調査によると、女子生徒のスラックス着用が可能な道立高校は187校のうち97校、51%に当たり、実際に導入しているのは24校で約12.8%にすぎません。女子生徒のスラックス着用は、まだごく少数派のようです。また、最近ではSOGI（LGBT）への配慮から、性別を問わず学校の制服を選べるようにする動きがあります。ニセコ中学校、ニセコ高校では、女子生徒にスカートかスラックスを選択できるとのことですが、女子生徒の全員がスカートを選ぶと聞いています。教育委員会は、女子生徒とその保護者に対して……ちょっと文言違ってきますので、しっかり聞いてください。女性の健康や母体保護の観点から冬期間のスラックス着用を強く勧奨し、冬期間に限らず、その用途について女子生徒がより安全で機能的に行動を広げられるようにスラックス着用を奨励してはいかがかと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

現在町立の学校では、ニセコ中学校とニセコ高校におきまして制服を使用しており、女子生徒のスラックス着用につきましては制服の購入時などに生徒や保護者から申し出があれば柔軟に応じることとしております。また、冬場の寒さ対策として、女子生徒にはタイツなどを着用するよう学校において適切な指導を行っております。したがって、既に生徒の希望に応じて制服を選択できるようにしておりますので、教育委員会、また学校から女子生徒のスラックス着用について特に勧奨するという意向はございませんので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） この女子生徒のスラックス着用なのですけれども、実は制服価格についていろいろとあったものですから、一覧表を入手してきました。そうしましたら、ニセコ町なのですけれども、女子の制服価格の一覧表の中にスラックスないのです。というのは、生徒が制服を買いに行ったときにスラックスという選択肢がないのではないかと。こういうことができるということを実は生徒たちは本当に知っているのか。学校は、スカートのほかにスラックスも着用できるということをちゃんと知らせているのかどうか、そこを私は疑問に思いました。それは、何か不思議な気がして仕方がありません。選択できることをちゃんと最初から学校は生徒にそれをお知らせ

して、そしてまた生徒はそれを購入に行った際に扱っている制服業者がちゃんとスラックスをきちっと提示しているのかどうか、そこを私はしっかり知りたいなと思っています。生徒は、一応登下校の際、制服を着用するという事になっているようなのですけれども、ただいま教育長から下にタイツを履くようにということを示していると言いますが、実際に生足というのですか、スカートの中からそのままむき出しの足が冬でもよく見かけるのです。確かに若いから、元気だからいいだろうというふうに軽く考える考え方もあるかもしれませんが、やはり北海道は冬が厳しいですし、そしてスカートではやっぱり行動がしづらい。そういうことがあるのではないかと思います。それで、これはニセコ中学、高校からの意見ではないのですけれども、結構全国的に女子のズボン着用を認めてほしいということを訴える声はあります。スカートはとても動きにくくて、服装に気をとられて仕方がない。男子に生まれればよかった。それから、高校は自転車通学なのだけれども、スカートで乗ると、やっぱり裾が絡まったりするから、スカートが風で飛ばされたり、変な性的な目で見られそうで非常にづらい。中には、スカートが嫌いな生徒もいる。女性のことを考えてくれる社会だったら、とくにズボン着用を認めてくれていると思うということが、そういう意見があります。特に女子について、スカートが強制されているところもあるようですけれども、男女差別を助長しているのではないか、スカート以外の服装が選択肢にあるべきではないかという意見があります。それと、男女共通のものが選べれば、性別に違和感を持つことなく、第二次性徴のことを気にしないで着用できるのではないか、そういう声があります。

一番先に申しあげましたように、制服、これはぜひもう一度学校と、それから制服業者にも聞いていただきたいと思うのですけれども、スラックス、特に北海道では冬期間、それだけではなくて、このたびの災害とかいろんなときに、やっぱりスラックスのほうが行動しやすいことは間違いないと思います。学校の先生たちを見ていると、ほとんど女性もスラックスが多いのです。自由にしていたら、ほとんどがスラックスに変わるのではないかというふうに言われていますけれども、その点について、教育長、どういうふうに考えられるか、聞かせてください。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） まず、生徒、保護者に案内をする際に、スラックスについての価格等の表示がないというあたりのご指摘がありましたので、この辺については確認をいたしまして、学校のほうではあくまでも選択できるという考えでやっておりますので、両方きちっと併記するように確認とお願いをしたいというふうに思っております。

次に、寒さ対策について、これはいろいろ保健指導等も含めてやっているという認識でおりますが、実態はそうではないというあたりも今ご指摘がありました。この辺については、教育委員会として学校にいろんな健康上の問題、母体保護の観点から寒さ対策について十分指導するよう、今後において周知、図ってまいりたいというふうに考えております。

あとは、いろんな観点から制服について話題にもなっていることかというふうに思いますけれども、これにつきましては今後いろんな場においてさまざまな議論を通しながら、制服のあり方等について考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次の質問入ってください。答え出ましたね。

○4番（斉藤うめ子君） 3件目、通学かばんと置き勉について、教育長に伺います。

通学かばんが重過ぎて、子どもたちの安全や体の発達に悪い影響を与えているという意見がかなり以前から保護者間で話題になってきました。去る9月2日の北海道新聞に、道内の人口上位にある札幌など6市の教育委員会が小中学校に対して負担軽減を配慮するよう要請したとあります。さらに、9月3日には文部科学省が通学時の持ち物負担の軽減に向け、適切に工夫するよう全国の教育委員会に求める方針を決め、通知を出すとありました。既にこの要請や方針に先駆けて、置き勉を初め、負担軽減の取り組みを進めている学校もあるようですが、ニセコ町の小中学校、高校の児童生徒の通学かばんについて、また置き勉について、以下の点について伺います。

(1)、ニセコ町の小中学校、高校に通学する児童生徒の通学時のランドセルやかばんの重さは何ほどの程度ですか。

(2)、ニセコ町の学校では、置き勉を認めていますか。

(3)、教育委員会として、子どもたちの通学時のかばんについて、どのような通学が子どもたちによいのか。まず、児童生徒に通学かばんについて意見を聞き、その意見をもとに調査を行い、情報を集めた上で児童生徒、学校、保護者間で通学かばんと置き勉のあり方について協議することが必要ではないかと思いますが、今後の対策について、教育長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目のランドセルなど、児童生徒の携行品の重さにつきましては、本町では調査をしておりませんので、具体的なお答えはできませんが、報道等により一般的な数値として把握しているところでは、荷物を入れたランドセルの重さが重いときで5キロから6キロ程度になる場合もあると理解をしているところでございます。

2点目の家庭学習では使わない教材を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉につきましては、本町では現状では各学校の判断と指導により対応をしているところです。具体的には、辞書や授業の中でしか使わないドリルなどの副教材、これ等については学校に置いてあると確認をしておりますが、その対応の詳細までは把握していないところでございます。

3点目のかばんや置き勉に関する調査などにつきまして、教育委員会として詳細な調査や児童生徒、保護者を交えた協議などを行うつもりは現時点ではございませんが、文部科学省より助言の通知が来ておりますので、これを参考にしながら児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じることがないように、今後適切な対応に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいま教育長が1番の質問に対して、ランドセルで重いときに五、六キロとおっしゃったのですけれども、中学校、高校はどうなっているのでしょうか。私は、実は中学生のお子さんを持っている保護者の方とお話ししたのですけれども、半端な重さではないとおっしゃっていたのです。こんなに重い、すごい重さだと言っていました。何キロとは聞いていません

けれども、10キロは超えているのではないかということをおっしゃっていました。今中学、高校はどうなっているのか、そこももう一回お聞きしたいなと思っています。

それから、置き勉は各学校の判断に対応して、副教材は学校に置いているということなのですが、この置き勉の考え方なのですが、たまたま私の子どもたちが学校に行くころ、イギリスにいたのですが、まず基本的な考え方が違うのです。学校が教科書からノートから教材を全部用意してくれるので、まず学校に附属しているというか、置いていて当たり前で、その中から必要なものを家に持って帰って勉強する。日本の場合は、家庭に置いているのが基本というか、その考え方があべこべなのです。ですから、最近よく海外でお子さんを学校に通わせたとか、それから帰国子女でも大人になっている方いるのですが、日本のやり方はちょっとおかしいのではないかという意見もいろいろと聞いています。それで、ニセコ町はやはり海外からの方もたくさんふえていますので、これについてやはりいろんな方から検討してもいいのではないかと私は思っています。ですから、こういう置き勉だとかかばんが重いとか、そういう意見は私は本当に向こうにいるときは聞いたことがありません。ところが、日本ではこういう大問題になって、子どもたちの体の発達に影響を及ぼすとか、それから置き勉したら盗まれるのではないとか、いろんなことが出てきますけれども、やはりこういう問題は、私はまず子どもを信頼して、子どもたちに……私もここでちょっと文言を変えていますけれども、まず児童生徒たちに通学かばんについて、いろんな意見や検討の場を与えて、何が問題なのかということ子どもたちにまず意見を出してもらおう。どうしたらいいのか。いろんな意見を出してもらおう。その上で、学校とか保護者とか、子どもたちも含めて本当にそうなのかということ調査するのが私はいいのではないかなというふうに思っています。この重さなのですが、教科書を扱っている会社を調べましたら、学校の教科書改訂ですか、それから物すごく重くなって、教科書や何かが小学生で34%増、中学生で31%増、高等学校で17%増になっています。それで、かばん業者とかはいかに軽量して、いかに大きいものがたくさん入って、そういうことばかり一生懸命努力をされているようではありますが、これはおかしいのではないかなと私は思っています。せめてニセコ町では、もっと検討していただきたいなと思っています。まず、子どもたちに意見を聞いて、そしてその上でどうするか。これからはやっぱり変わっていくと思いますので、教育長にその点について伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中学生、高校生ではどうなっているかというあたりにつきましては、現状を把握しておりませんでしたので、今後その実態も把握したいというふうに努めていきたいと思っておりますので、この場ではお答えできません。

まず、置き勉の考え方についてですが、何より一番大事なのは、子どもの健全な発達に影響がないように、どうしたらよいかというところだと思いますので、今先ほど申し上げましたように文科省の通知も来ておりますので、まず本町ではどのような対策を講じているのが適切なのか、それを学校のほうとも十分協議を踏まえた上でこれから対応をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。あくまでも児童生徒の健康、負担を第一に考えて進めてまいり

たいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 私ももう一度お聞きしたいのですが、教育委員会としては置き勉ということに対してどういう考え方を持っていますか。そこをお聞きしたいのですが。置き勉そのもの。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 置き勉ということに対する考え方ですが、いわゆる家庭に持ち帰る必要がないものについては、学校での指導のもと学校に置いている実態がありますので、私はそれでいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時58分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入ります。

三谷典久君。

○6番（三谷典久君） それでは、通告に従って、2件質問します。

初めに、いわゆる育休退園について質問します。1、育休退園とはどのようなものか。また、どのような根拠に基づくものか。

2、該当する子どもの年齢と、これまでの該当者は何人か。

3、いつから、どのような手続を経て行われ、明文化されているか。

4、目的は何か。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の育休退園についてどのようなものかというご質問ですが、育休退園という言葉は公共機関においては正式な言葉として使用されていないものと思います。しかし、一般的に言われているのが子どもを保育所に通わせる保護者が新たな子どもの誕生によって育児休業を取得した場合、入園基準、妊娠、出産の利用期間後は家庭での育児が可能となるため、保育所に通っている年齢の上の子どもは退園となるということ指しているものと思います。

2番目の該当する子どもの年齢ですが、幼児センターに入園できる年齢である6カ月から就学前までの子ども、本利用理由に該当し、認定期間が満了して退園した方は、平成25年から平成30年まで、現在までで6名となっております。

3番目のいつからかという質問ですが、子ども・子育て新制度となる以前の幼児センターとなる

前から、ニセコ町においては同じ対応で行っております。また、育休退園について明文化というのは、そもそも行政用語として使われている言葉でありませので、これについての明文規定はございません。

次、4番目、目的は何かということですが、明確な理由は国においては示されておませんが、一般的には待機児童対策と言われております。ニセコ町では、許可基準はありますが、判断の基本は保育に欠けるか欠けないかの理由が判断基準という考えで進めているところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） これ公式な名前ではないので、確かにそのとおりなのですが、実際にこれが行われているわけですし、一番初めにお聞きしたのでありますが、根拠、これが明確でなかったもので、もう一度お聞きしたいということが1つです。

それから、国が指導しているということはちょっと違うのではないかなと思うのですが、その辺が認識違うなと思います。

それから、1つ質問したかったのが、結局育児休業とってしまうとだめだということなのです。それで、子どもを産んだ後の産休3カ月の時点ですぐに幼児センターに預けることができるのかどうかということをお聞きしたい。

それから、こういった場合に何らかの救済措置みたいなものが今あるのかどうか。例えば短時間保育に切りかえるとかということができるのかどうか。その場合にあきがないという場合があると思うのですが、それに対応できるのかどうか。

そして、もう一つは、公式のものではないにしても、これは実際に慣習的に行われてきたわけですね。何人かいるということは言われました。そういう中で、そういう状況になって初めてそういうことがあったということで、やむを得ずやめていくということもあったのではないかなと思うのです。過去において、こういった慣習がきちんと周知されていたのかどうかもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 何点か私のほうでお答えしたいと思います。

まず、1点目ありました根拠ということでございますけれども、子ども・子育て支援法ができて、子どもの保育所、幼稚園、認定こども園、これらの申請に当たっては、まず認定をするということで、認定こども1号、2号、3号、これらの基準で子どもたちは一応分類されています。1号につきましては幼稚園に入ります3歳から5歳までの子ども、2号につきましては3歳から5歳までの保育所に通う子、3号につきましてはゼロ歳から3歳未満の子どもというようなことでの分類で各施設のほうに入所します。この部分が根拠となりまして、先ほど町長からの答弁もございましたが、基本的にはこれらの施設、保育に欠ける子、欠けない子という基準にのっとりまして、保育に欠けない場合は退園していくというようなことになっているというふうに考えております。

それと、2点目の国の主導というようなことで、言葉は誤解を受けるかもしれませんが、これは実は子ども・子育て支援法、この制度ができてから随分世間的にも多く問題視されているというよ

うなことでして、国のという言葉で表現しました。

以上です。

○議長（高橋 守君） 酒井幼児センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 短時間に切りかえて入ることができるかということだったのですけれども、3歳以上児のほうは幼稚園の基準になっていますので、短時間幼稚園組であれば、今のところ全て受け入れているという形になっております。受け入れています。

あと、やむを得ずやめた家庭ということではないかということではあったのですが、一応今までの保護者の中では家庭で保育ができるということで退園理由として退園しております。

あと、周知の部分では、一応保護者に状況等を確認しながら預けられる期間等はお話をしているというような状況です。

あと、3カ月以降預けられるかというお話ではありましたが、保護者の体調が出産後よくないであるとか、そのような理由の場合は預けることが可能ですので、そこは相談に応じて対応しているという状況です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 少し整理したいなと思うのですが、大ざっぱな育休退園に関しては、町長がご説明したとおりだと思います。

子ども・子育て支援法になってから、今までは保育に欠けるという言い方は、保育の必要性の認定に変わったわけです。そして、子どもを預けていて、もう一人子どもが生まれた場合、いわゆる労働基準法に決められている産休、お産前2カ月とお産後大体3カ月、この間は保育の必要性の理由の一つである妊娠中か出産後間もないということに該当するわけです。だから、この間は保育所に行けるということになるわけです。育児休業をとってしまうと、これに該当する理由が一般的にはないということなのです。ただ、子ども・子育て支援法の施行規則ですとか、自治体向けFAQ第16版の中に育児休業をする場合で上の子どもが施設を利用している場合、施設の継続利用が必要である場合ということに関して、まず1つは次年度に小学校入学を控えているですとか、もう一つは保護者の健康状態、それから3つ目にその子どもの発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合というようなことが具体的には提示されています。

そこで、この制度そのものがやはり子育て世代のお母さんの子育てしやすい環境づくりをするためには、この制度はやっぱり廃止を含めて考えたほうがいいのかと思って、3つほど提案したいと思います。

先ほどこの施設の継続理由が必要である場合に3つの場合があると。次年度に小学校を控えている、それから保護者の健康状態、それからその子どもの発達上、環境の変化が好ましくない。これは、自治体によってさまざまな改正がなされているわけです。この子ども・子育ての部分が出てきたことによって、自治体によっては育休退園をやめたところもあるのです。それが北海道の十勝がそうだというふうに聞いている。そういうところでもって考えると、自治体向けFAQ第16版というところに市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定していると、つまり自治体があ

る程度判断できると思うのです。

私はず1つ提案したいのは、この解釈の仕方を緩やかにして、この制度の廃止を含めて検討したほうがいいのではないかとというのが1つです。

それから、2つ目に提案したいのですが、結局3カ月の産休が終わって幼児センターに預けようと思っても、幼児センターは6カ月からですから、その間があいてしまうわけです。だから、せめて産休終わって、その後6カ月ぐらいまでの間は育児休業を認めたらどうかというのが提案です。

それから、3つ目の提案としては、もしどうしても今後とも続けるという場合がしよなく、このまま続けるというような場合、このような制度があるということを公に周知することが必要ではないかということです。

○議長（高橋 守君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 3カ月間をどうすればいいかという部分の問題なのですが、子どもというのは3歳までの成長期間にとっても大切なのは愛というふうに言われています。子育ては3歳までがとても大切で、その間保護者の生活の中でたくさんの愛情を受けて、その愛情がほかの人を愛し、信頼する心を育んでいくと言われています。でも、3歳まで必ず子育てしましょうということでは決してありません。子どもは、保護者の方が大好きですし、保護者の方が働いている姿というのはちゃんと理解していると思っています。ですから、仕事をしない3カ月は子どもと一緒に過ごすことで下の子に対する優しい気持ちが育ったり、上の子の下の子に対しての面倒を見る、張り切る姿というのを見せてくれると思っております。ただ、毎日の子育ては核家族化している家族も多くて、知り合いも少ないという状況もありますので、子育て支援センターでは保護者のリフレッシュできるよう1歳3カ月からのお子さんの一時預かりを行っております。子育て支援センターでは、未就園の子どもたちが集まる広場も開設していますので、集まっている保護者同士の悩みを話し合ったりという相談することもできます。保護者の育児が大変であったり、また家庭の状況だったり保護者の状況だったり、実情など、保健師と意見を聞きながらきめ細かく対応して、その3カ月間どうしても必要という場合は幼児センターでも今までもそういう場合であれば預かるというようなことでは運営しております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 三谷議員から3つの質問がございました。

これが多分包括すると思うのですが、やはり今議員もおっしゃるとおり、北海道内におきましても育休の撤廃というところに進んでいるところも多くございます。現在ニセコ町もようやくし定規にこの部分を行っているわけではなく、今もセンター長のほうからも意見ありましたとおり、保健師とも十分母体保護の観点からも相談しながらやっていっているところでございます。

それで、今後ニセコ町におきましては、センターのほうの定員の問題もありますし、待機児童の問題も今現在はございませんが、待機の問題もございまして、また、職員の数、これらもあります。本町においては子育てがやはり一番大事だということで、これから入園児の状況や保護者の状況等を勘案しながら撤廃等も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 次の質問に移ります。

水道法の改正とニセコ町水道事業について質問します。初めに、質問の趣旨を述べたいと思います。国は、全国の水道事業が深刻な技術者不足、施設の更新等、耐震化の必要、人口減少に伴う収入減少という3つの課題を抱えて危機的状況にあるとしています。そこで、国は水道法を改正して広域化と民営化、特にコンセッションを解決策として推進しようとしているわけです。しかし、水道の民営化は世界の流れからは逆行し、命にかかわる水道事業は民営化すべきではないと多くの人が考えているところです。ニセコ町民の中にもニセコ町の水道が民営化されるのではないかと心配の声があります。国が進める広域化とコンセッションがニセコ町の水道事業に影響するのか明らかになることが1つと、同時にニセコ町水道事業の現状を確認したいと考えて質問します。

1、ニセコ町水道事業において広域化とコンセッションの可能性は。

2、現在のニセコ町水道事業の課題は何か。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道法の改正につきましては、第196通常国会において7月5日に衆議院本会議で可決されましたが、参議院では本国会での水道法改正案は見送られたという状況でございます。ニセコ町水道事業における広域化とコンセッションの可能性ということですが、国が進める広域化につきましては現在本町において広域化計画はございません。参考に、北海道では4年前に地域別会議を設け、各地区に分けて情報共有、意見交換、取り組み方策の検討の場としてこういったものが開催され、広域化も題材となっておりますが、広域化への意見交換であり、広域化計画を進めるというものではありませんでした。

次に、コンセッションの可能性については、本町では昨年度水道審議会を立ち上げ、将来の運営体制などを検討させていただきました。町への財政負担を最小限にとどめ、持続的に事業を進めていくには当面の間、可能な範囲で包括委託による運営を行っていく方向で、コンセッションによる運営は本町の規模では難しいものと判断しております。

次に、ニセコ町水道事業の課題は何かということですが、主に4点の課題がございます。1点目としては、経営基盤の安定化でありまして、現在の料金収入では維持管理に必要な経費が賄えていないという点であります。

2点目としては、水道施設の更新及び耐震化が進んでいない状況もありまして、水道施設の老朽化があること、それから大規模地震での耐震化を今後実施していく必要があるという点であります。

次に、3点目としては、技術職員の減少により技術、知識、経験の継承が難しい状況で、水道事業運営体制の維持が大変厳しくなってきているということがございます。このことについては、全国の水道事業体でも同様の課題となっているものでございます。

4点目としては、近年の人口増加、建築物の増加に伴う水需要が増大しつつあり、水道水源、水

量等の確保と管路の整備が早急に必要となっているというように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷君。

○6番（三谷典久君） 初めに、広域化とコンセッションの問題について述べたいと思います。

現在の水道法では、広域化は自治体から都道府県に対して広域化の要請をすることになっているのですが、水道法の改正によって国が考えているのは国と都道府県がトップダウン方式で広域化を進めるやり方に変えようとしている、ここに問題があると思います。今の答弁では、現段階では広域化のそういったことはないということで、一応そういう弊害はないかと思えます。

それから、コンセッションなのですけれども、これはニセコ町が平成27年度に厚労省のコンセッションの調査事業である官民連携等基盤強化支援業務にみずから応募して採択されて調査した経過があるわけです。このコンセッションに関しての調査をみずから進んでやったその理由と結果はどのようなになっているのかを、まず教えていただきたい。

それから、今回水道に関して、水道審議会でかなりいろいろ論議されて、水道審議会の議論そのものがかなり深い議論されているというふうに理解しているのですけれども、水道料金の見直しが大きな今問題になっていると思うのですが、まず1つは平成4年の料金の改定の後、長い間改定されていなかったということも言われている。この長い間改定されなかった理由は何かということも1つ教えていただきたい。

それから、今課題を町長のほうからいろいろ答弁いただきました。改めて、ダブるかもしれませんが、水道料金を見直さなければならない理由を改めて端的にお答えいただきたい。

それから、今後どれだけ水道料金を見直さなければならないかの簡単な算定根拠を説明していただきたいと思えます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、平成27年度、国のコンセッションにみずから応募ということで、その理由は何かということではありますが、行政の不作為責任をなくしたいということでもあります。それは、例えばでありますけれども、町村合併のときに各町村で金を出し合い、合併したらどうなるかということをきちっと議論をして、その結果合併しないという判断に至りました。きちっとした検証して検討した結果であるから、私たちは現在合併しないことが本当にメリットあってよかったというふうに判断できるわけであります。現在の水道の状況を見ると、そういったことをきちっと検討して、将来ニセコ町としてはこういうビジョン、こうだという考えをしっかりとする必要があるので、国の応援を得てコンセッションの検討をさせていただいたというような状況であります。その結果、コンセッションは我が町には適さないという判断をしたという状況であります。

それから、水道審議会で議論されているということでご評価をいただきまして、ありがとうございます。平成4年度の改正以降、ずっと料金改定なされていないのが何かということではありますが、羊蹄山麓全体あるいは後志を見ても、ニセコ町の水道料金は安くはない状況となっております。ところが、維持管理経費はほかの町よりかかるわけであります。ご承知のとおり、波状傾斜でポンプアップをしたり、あるいは減圧弁を設けたり、普通の平地の町とは全く維持管理経費が違うという

ことでありまして、当然維持管理コストは高くなっている。そこに、ではそれに見合うだけの水道料金、値上げできるかという、これはやっぱり住民生活のことも考えなくてはならないということで、ずっと今日まできている状況であります。

今般、とはいえ水道料金、私は過疎地の水道が全額その水道使用料で賄えるなんていうことは全く今思っておりません。特にニセコの場合は、それはもう何倍にもしなければならぬ話で、それは一定程度住民の皆さんのご理解のもとに水道会計をみんなで応援するという仕組みはやっぱり残さざるを得ないだろうというふうに思っていますが、しかし将来を考えると一定程度上げて、将来水道が持続していく一定程度の投資をしつつ、次の世代に引き継いでいける。そのためには、料金の見直しが一定程度必要ではないかというふうに考えております。

現在の水道審議会において、検討している料金の見直しの状況につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 水道料金をなぜ今行うのかということで、平成28年度に策定した水道ビジョンより今後の水道施設の更新及び耐震化が必要であると結果が出ております。水道事業の収支状況を分析した結果、現在の水道料金の収入では維持管理のほか、老朽化が進む水道施設の更新経費の確保も緊急の課題があるということで、水道事業として必要な経費を算出し、試算を行った結果、水道料金収入をふやさなければならないと判断した結果であります。

算定根拠なのですが、先ほど言いました維持管理費から水道施設の更新費及び償還費だとか委託費もろもろ、今後10年間の水道事業経費を算出いたしまして、そこから10年間で一般会計から繰り入れできる基準内繰入金というものが2億4,000万円あります。先ほどの10年間の水道事業費、必要な経費が13億4,000万円、今言いました基準内繰入金が2億4,000万円と見積もっております。その部分で差し引きで11億円になります。現在の平成28年度の水道使用料から年間今9,000万円ありまして、その10年間分で9億円。差し引き、先ほどの11億円から9億円引きまして、2億円の赤字があります。それが今まででしたら一般会計からの基準外繰り入れとして見積もっていた部分、その部分の2億円の、約10年間割りますので、2,000万円になりますね。その2,000万円が今回水道料金の改定で必要となる金額といたしまして、その部分が約20%近くの水道料金の増収が必要と判断しまして、今試算している状況です。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） やはり水道料金を変えるということになれば、町民生活に影響があるわけですから、その辺の説明はやっぱりきちんとしなければいけないと思います。

私は、今回水道料金、何で変えるのと言われたときに一番大事な部分というのが、先ほども出てきたのですが、水道施設の更新と耐震化が今のままではできないのだということをきちんと伝えなければいけないと思っています。今回の場合は、例えば25年間改定していないですとか、それから一般会計、もちろん繰り入れている、これも先ほどの話とつながるのですが、とにかく今の施設がこのままではもうだめなのだ。実際に耐震化もされていないわけですし、水道管

にしても塩ビパイプとかそういったものがある、これからどうなるかわからない。そこをまずと
にかくやらなかったら、将来的な水道事業が続かないのだと。その部分が私は一番大事な部分で
はないかと思うのです。そこをまずきちんと説明していただきたいと思うことが1つです。

それから、先ほど課長のほうから一般会計の繰り入れの件が出てきました。一般会計繰り入れに
関しては、基準内の繰り入れと基準外の繰り入れがあるわけです。基準内の繰り入れは、水道施設
建設費の一部として認められて、交付税として国から交付されるのだと。基準外の繰り入れは、町
からの純粋な繰り入れと理解していいのではないかと思うわけです。今回の水道料金の見直しに関
して、先ほどの課長の答弁の中にありましたように2億4,000万円、これが基準内繰り入れだとい
うことなのです。ということは、今回は水道料金の見直しにおいては、基準外繰り入れは考慮されて
はいないわけです。先ほどの、これまで25年改定していないという部分も、町長の説明、少し拡大
解釈すれば福祉的な見地とかということもあると思うのです。この福祉的な配慮と基準外繰り入れ
というのは表裏一体だと思うのですけれども、今回基準外繰り入れを考えていないのですけれども、
福祉的な配慮というものがなされていないのかどうか。

それから次に、高齢者と低所得者世帯に対する配慮はどのようになされているのか。

それから、今回用途別から口径別が変わることによって、営農者に対してかなり負担がかかります。
これに対してどのような対策を考えているか。

最後に、今回の地震がありました。ニセコ町水道への影響はどうだったのか。また、今回の地震
によって、今後の課題として考えなければいけないような課題が浮上してきたのかどうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

水道維持の必要性、料金値上げの必要性についてしっかり町民の皆さんに説明すべきだという点
はまさにそのとおりで、そこはしっかり、今後のことでありますので、意見聴取をし、あるいは今
の現状を訴えながら、こうだからやるのだではなくて、今現状訴えてご理解を得ながら進めてい
きたいというのが基本的な考え方です。

それから、基準外の繰り入れであります。できれば基準外繰り入れはゼロにしたいというのは、
それは経営としては当然のことなことであります。そこは3番目で言われました高齢者の皆さんや
低所得者の皆さんへの配慮というのがないのかということでもあります。そこは今回超過料と基
本料のところを少し調整させていただいて、節水される人は少なく払えるような形をとりたいとい
うことで審議会の中でもご議論をいただいて、今一つの提案をいただいているという状況でありま
すので、こういったことも検討してまいりたいというふうに思っております。

あと農業用水が我が町では大変大きいわけですが、これを一般家庭と同じような料金にす
ると、相当量の金額が農家負担となるということでもあります。これらを産業振興としてやるの
か、それともこれまでどおり水道の中で農業を応援するという仕組みを町の産業の基幹でありま
すので、そのことを入れ込んでいくかというのは今後制度設計の中で具体的な協議をしていきたい
というふうに考えております。

それから、一番最後、今回の地震によって、間違っていたら後で石山課長から訂正してもらいま

すけれども、たしか5カ所ぐらいポンプアップが必要なところがあったと記憶しております。その中で1カ所が、特に近藤地域が大変で、すぐさま対応させていただいたということがあったり、そのほかにも電動で上げている公営住宅であるとか、そういったものもありますので、これらについて現在検証を行っておりますので、一遍に全部は課題を解決するというわけにはいきませんが、この冬に向けて今最低限必要なこと、それは行政報告でも述べさせていただきましたが、10月もしくは11月中の早い段階で、できるだけ冬に間に合うように整備できる場所は対応させていただきたい、このように考えております。

あと補足的なものは、石山課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 先ほど更新についての説明が必要ということなのですが、今までの28年度の水道ビジョン、29年度の水道審議会を通しまして、今まで広報だとか、あと水道ビジョンのお知らせを含めて、それとなく町民の皆様と町外の方にも郵送なりで報告していますが、私のほうにもちらほらと、やはり今後水道事業にお金がかかるのだなという声が聞こえてきていますので、幾らかは広報している今までの意義があっているのかなと思っております。

続きまして、高齢者対策ということで、今水道料金の基本料金なのですが、10立米で1,670円、一月使える料金ですね。その10立米で1,670円という部分を、基本料金を6立米に下げた高齢者対策、また水道使用の少ない人の対策を行って、今の試算では6立米だと今現在の料金より下がるという試算をしております。7立米以上の方については、水道料金は上がっていくという考えでおります。

続きまして、営農者対策ということで、これも内部で今協議しているのですが、いろいろと農業ということで補助金制度なり設けて、補助をする制度がよいのかということで、一応水道審議会のほうでもその旨話し合われましたが、いろいろと今諸課題が担当としては出てきております。その中で、今内部協議の中ではまだこれはどうなるかわからないのですが、議会の皆様とも今後協議していく形となると思うのですが、段階的な農業者、今農業者で一番問題なのは超過料金が70円、それが150円に上がるという部分が一番ネックになっております。その超過料金の値上げの部分で段階的にしていってどうかという、内部で詰めているところです。

あと、今回の地震で……どんな対応ということでしょう。

○議長（高橋 守君） 地震の今回の影響と今後の課題。

○上下水道課長（石山康行君） 今回の地震は、やはり今町長が言いましたとおり、ポンプ施設があるところがやっぱり課題となっておりまして、今から四、五年ぐらい前までポンプ施設で、例えば非常用発電、リースとかで借りてくる機械を持ってきても、すぐ接続できない状況にありました。ただ、それを四、五年前ですか、予算をつけていただきまして、発電機を持ってくると、すぐ盤の中を改良しておりましたので、すぐ接続できるという状況にしておりました。ただ、今直接すぐ給水に影響するというのは、町長が言いました近藤地区が停電になったら即、近藤地区の約100戸ほどだと思っておりますが、そこが停電イコール水が供給できない状況があります。そこは、停電の長さにもよるのですが、ある程度長くなるという判断が、北電からの連絡等を含めて入りまし

たら、至急発電機を持って行って対処するというので、今回も地震発生から3時間後ぐらいに長期化するという判断に至りましたので、発電機をすぐ用意して、それから近藤地区の供給されていない方には供給するようにいたしました。

あと、そのほかに長時間、例えば24時間だとか停電になると、水がつかれない福井浄水場だとか、曾我の第2浄水場から曾我の第2配水池に送るポンプ施設、上の配水池に送るのを24時間以上経過すると、今度配水池に水がないという状況がありますので、そちらも今回発電機を用意して行ったという状況です。

今の段階では、やはり課題は、今回はいろいろリース屋さん及び基盤整備のニセコ町に入っている国営の事業者さんなど手配し、発電機を用意したという状況ですが、たまたま今回は用意できたというだけであって、やはりその発電機の対策は今回の水道の部分ではもっと必要なのかなと考えております。この部分については、昔浜本議員のほうからも質問があったのですけれども、その当時用意した発電機は、今下水道のマンホールポンプ、そちらのほうも待たなし、下水道は水道と違って常時ある程度、水、トイレ使われるという状況なので、町水道が流れていれば使われるという状況なので、防災のほうで発電機2機用意して、昨年度と一昨年度ある程度用意していただきました。その部分は、今回の地震では下水道のマンホールポンプ5カ所ありますので、その5カ所のほうで移動させながら地震対策を行って、下水道マンホールポンプのほうは影響なく処理いたしました。

あと、今後の課題としては、ニセコ町では震度4の地震がありましたが、水源、管路、一応少ない時間ながらも全施設を回るようにして維持管理の業者及び職員と巡回しました。幸い異常がなかったということではありますが、やはり今後の耐震化は、厚真町だとか、そちらを見ていると必要なかと考えております。

○議長（高橋 守君） 次に、木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

観光財源として、ニセコ町で昨年からの導入に向けて検討が進められている宿泊税について、その後の進捗状況を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

本町では、日本交通公社が主催する観光財源研究会において法定外目的税や入湯税のかさ上げ、分担金などに関する諸課題の整理を行ってきており、このことは12月定例会において木下議員の一般質問にお答えしたところでございます。この研究会については、2月をもって一旦終了し、税制度における技術的課題などについて一定の取りまとめがなされたところでございます。なお、日本交通公社による研究活動は引き続き行われており、8月6日から10月1日までの間、夏季来訪者調査をニセコ町も協力をして現在実施しているところでございます。この調査では、旅行者の動態を調べるとともに、旅行時における税負担についての意見聴取も行っているところであります。

また、地域においては5月23日にニセコ観光圏が実施した満足度調査・観光地域づくりマネージャー活動報告会において、「観光財源確保について」というタイトルで法定外目的税の制度概要や

その必要性について説明をしているところでもあります。また、5月28日には町民有志による目的税の勉強会が町民センターで開催されておりますが、ここには商工観光課長も出席をして、これまでの町の取り組み状況を説明させていただいたところがございます。

今後につきましては、まちづくり町民講座を初め、事業者の皆さんとの意見交換などを実施し、観光地の質を高めるために税の制度設計はもとより、その使途、税金を使うべき事業はどのようなものかなどについて議論を深めてまいりたいというように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 観光目的税に関して僕のほうの認識では、宿泊税として検討しているというふうに前回は答弁の中でいただいていたかと僕のほうでは認識しております。まず、その点について、いかがなものなのかということ伺いたいのがまず1点。

それと、そういった意味で観光目的税、倶知安町のほうでは宿泊税として条例案が提出されて、来年の11月には徴収開始をするべく目指して進めているようではございますけれども、隣の倶知安町がそのように先行して徴収を進めた場合、このエリアで、例えば宿泊税であれば宿泊税がかかる宿、それとかけられない宿というのが生まれることになります。そういうことについて、どのようにお考えでしょうか、これを伺いたいのがまず2点。

それと、こういった新たな税制ですので、拙速に進めるべきではないということは僕も重々承知しております。ただ、隣の倶知安町のほうで、では徴収を開始されて、その後ニセコ町のほうで何年も導入がはかれるということも、これも好ましいことではないとは思っています。この点について、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、宿泊税なのかというご質問でございますけれども、宿泊税は今回検討している中で有力な手法であるというふうには認識しております。ただ、現時点において宿泊税であるというふうに限定をしているわけではないということでございます。

あと倶知安町のほうにつきましては、今回議会のほうに提案されているというふうにお聞きしております。倶知安町のほうは議論が早かったというところもありますが、ニセコ町のほうにつきましては先ほど町長の答弁でもございましたとおり、事業所の皆さん含めて、どういう形で使っていくのかという部分についての検討は必ずしも十分されているという状況ではございませんので、ここをしっかりと踏まえた中で進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

宿泊税というものを一つとっても、いろんな課税客体といえますか、どこから取るのかとか、例えばフロントから取るのかとか、旅行者から取るのか、ネットのところから取るのか、さまざまな形態がありまして、そこはしっかり制度設計を時間をかけてやりたいというのが我々の基本的な考

えです。

それと、現在倶知安町さん先行して進められるようでありますが、2年前に観光局として宿泊税を進める。それは、このエリア全体と一緒に、同一歩調でということを確認をしてこれまでできているところでありまして、最終的に倶知安町が12月議会に出されるかどうかは私どもはわかりませんが、新聞情報によるとそういう動きをされているというようなことであります。ただ、これまでも勉強会も一緒にやる、同じく歩調を合わせましょうねという了解をしながらきているので、いずれかの時点で協議の場が、観光局プロジェクトの会長は倶知安町長でありますので、倶知安町長から情報共有の場が持たれるものというふうに思いますし、そのように我々も要請しているところでもあります。

この中で何年もおくれるのではないかということについては、そういうふうなおくれ方をする考えはありません。本来だと、やっぱりニセコエリア、蘭越町も含めて一緒に出すというもの、あるいは同じ内容で、例えば尻別川統一条例出しましたが、あれも2年か3年スパンが……2年ちょっとですか、スパンが各町村、議決または条例提案ありましたけれども、結局同一内容を条例化しているものでありまして、今後とも倶知安町とできればそういった面の意思疎通は引き続きお願いをしていきたいなというように思っていますし、非常に将来にわたる大事な税制でありますので、きちっとそこは制度設計含めて、あるいは総務省との対話もこれからありますので、そこはじっくり、そして将来に向かっていいものをつくっていききたいというのが我々の思いでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） ありがとうございます。

最後僕のほうで1点、具体的に確認したかったのですが、先ほど前原課長のほうからいろんな事業者とも協議を進めてということなのですけれども、非常に僕も重要なことだなというふうに思っています。例えば今利用目的の中でよく観光客の例えば足の部分だとか交通のところというのもお話に出てはいますが、例えば今回の震災の件でも、ニセコの観光の被害というのは、風評を含めて結構なものがあったわけですし、僕思い返すのはリーマンショックですとか東日本の震災ですとか、そのときに観光客がずっと引いていったことを思い出すと、今回そういった点の部分で最小限それをとどめておくような手だてはなかったのかなとか、いろいろ考えたりとかします。そういったときに、よくそれが仲間内の中で話したときに、例えば今回の目的税というのはどういった使途で使われたらいいのだろうねみたいな話したときによく出てくるのは、やはり観光を取りまとめるような組織体制の充実という話というのは今のところ出てくるわけなのです。例えば今回の震災においても、事前にいろんな観光事業者同士が横を組む、その中核となって、どのように対応するかだとか、どのように広報するだとか、どうやって情報を集約するだとか、そういったものをそういったところがしっかりと中心になっているような事業者をまとめて、早目に対処するというようなことが必要だったのではないかなというのは僕も自戒を含めて言うのですけれども、そういった含めて使途、利用の仕方、どんなふうな目的でやっていくかということは非常に僕は重要だと思います。その協議を進めていくということなのですけれども、この協議を進めていくプロセスというのを、

今すぐにどういうふうを考えているのかというのはなかなか出てこないのかもしれないですけども、最も重要なところだと思っておりますので、改めてこの点、具体的にもうちょっと詳しく伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） このエリアは、3町にまたがっているエリアというところで、議員ご指摘のとおり取りまとめと申しますか、中核になって、この地域のことをきちっと伝えていくという組織があるべきだというのは全くそのとおりだというふうに思っております。現在そういう部分を考えながら、DMOとか、そういう取り組みをさせていただいているところでございます。

目的税の用途については、これまで行政側の中心とした中での情報交換の中で、例えば交通の関係であったりだとか、環境課題のことであったりだとか、そういうものは多々出てきております。ですので、それも当然一つの議論なのかなと思っておりますが、あと事業者の皆さんのほうで実際にやはりお客さんと接しられている中でどういう課題が持たれているのか。それは、しっかりと皆さんのご意見も聞いて、それを反映させていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、そこらも踏まえてこの用途というのは考えていくべきだろうと。

それと、インフラ整備であるだとか、そういうシステムの整備だけではなくて、今言われる組織というものは観光振興のために絶対的に必要なものというふうに我々も思っておりますので、そういうところの財源にも使えないものだろうかというのは、その検討項目として入ってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 質問の前段で震災の関係での対応ありましたので、私のほうから補足させていただきたいのですが、6日に発災しまして、実は7日にうちの職員が手分けをして観光の施設のヒアリングを行っております。その中で観光客の皆さんへの対応の一覧表といいますか、そういうものができております。また、土曜日の8日の日に、私も主要な施設全部ではありませんが、回らせていただいて、その実態を直接ヒアリングさせていただきました。その中でニセコ観光圏協議会、私どもの観光課が事務局を持っておりますが、そこで調整をして、3町共同でニセコエリアについては通常で心配ないというものを出すということで調整を行って、きのう付で各町村のホームページに出して、各観光協会等のものにも出すということで、その辺は統一歩調をとって進めております。

議員おっしゃるとおり、震災対応に向けて次どうしていくかということを経験、事例として、次への体制はまた観光協議会の中でも議論して進めていきたいと考えております。

それと、税のことにつきましては、基本的にこれから観光事業者と個別のヒアリングも大事ですし、あと全体のヒアリングも大事、それから町民の皆さんとの公開での意見交換も大事だと思っておりますので、そこら順次、誰でも自由に参加できる中で見える形で制度設計の熟度を上げていくということをし、できるだけ速やかに形だけでも見えるように、そこは努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 次に、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、私のほうから通告どおり1件質問させていただきます。

体育協会の各団体への活動支援について。現在体育協会に加盟している連盟、団体は、少年団を含め13あり、町から年間220万円余りの活動費をいただいております。大会では、優秀な成績をおさめている団体もあり、活動費の内訳には選手ばかりではなく、指導者への支援もありますが、公式大会を支える審判員の資格を持った者に対する配慮がされていません。

そこで、今後の選手育成及び各団体の発展のためにも、公式審判員に対する支援を検討されてはどうかと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、青羽議員のご質問にお答えいたします。

本町のスポーツ活動におきましては、ニセコ町体育協会役員の皆様を初め、各競技団体の指導者並びに有資格審判員の方々、少年団活動ではご家族のご協力により、近年後志地区予選大会での優勝や全道大会でも上位の成績をおさめるなど、その活躍は目覚ましいものがあり、大変うれしく思っているところでございます。これらのことは、競技審判員を初めとする大会運営にかかわる皆様、指導者の方々の献身的な下支えがあつてのことと認識をしております。

青羽議員がご指摘いただきました本町における公式審判員に対する支援のあり方につきましては、おっしゃるとおり審判員に対する特別なものというものはこれまでなかったと判断しておりますので、所管する教育委員会において各競技団体の意見調整など協議をいただき、教育委員会の提案を受けて公式審判員の方々への支援というものを検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） 非常に前向きな答弁をいただいたというふうに理解しております。

そこで、質問にはならないのかと思いますけれども、せっかくそういったお考えでいるのであれば、先ほど答弁の中にもありましたけれども、いろんな団体の組織によっては、活動費、少年団費を払ったり、そこを負担していないところもあれば、いろいろ実情は、その団体、団体によってはかなり違うというのが正直なところだと思います。それは、きっと所管している係の職員等は十分理解していると思います。

そこで、その辺のやはり意見を十分に反映させて、何とかそういった公式審判員を育てると。それがいずれかは地元での大会開催だとか、そういったものにもつながっていくというふうに考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

再質問ということにはなりませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、浜本和彦議員。

○2番（浜本和彦君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

浄化槽設置による処理水について。浄化槽から処理水については、基本的には地下浸透方式と認識していますが、側溝あるいは河川に放流している現状がありますが、町としての方針を伺います。また、浄化槽設置時の補助金制度の内容を伺います。よろしく願いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の方針についてですが、浄化槽処理水の処置の方法につきましては、道路側溝や河川への放流、地下浸透という方式がございます。道路側溝への放流につきましては、北海道の指針に準拠した方法で進めており、浄化槽処理水の地下浸透処理が困難、または好ましくない場所の場合に道路側溝への放流について許可をすることとしております。この道路側溝への放流申請に当たっては、必要に応じて流量計算書の提出を求め、大雨や融雪期においても当該側溝での処理水を流下させることが可能か、トラフが設置されていない側溝の場合においては流末まで滞留するような箇所がないか。そのほか、農業用水利権などを確認し、道路法に基づく手続を進めております。次に、河川への放流につきましては、河川法に基づく手続と当該河川の水利権者との協議をお願いしているところでございます。

2点目の補助金制度の内容でございますが、浄化槽設置整備事業の目的としましては、公共水域を汚している主な原因は生活雑排水によるものと言われております。そこで、下水道の整備されていない地区を対象に下水道と同等の浄化機能を持ち、生活雑排水とトイレの汚水をあわせて処理することができる合併処理浄化槽の設置を推進するため、設置工事費用の一部を助成しております。補助金を受けるための条件ですが、大きく6点ございます。まず、1点目が住宅としての建物に設置されるものであること。店舗等の併用住宅の場合は居住部分で換算される人槽が補助対象となっております。次に、10人槽以下であること、2点目です。それから、3点目が町民または転入後5年以上ニセコ町に住所を有すること。4点目が公共下水道等の処理区域外であること。5点目が町が定める施工基準により施工すること。6点目が公共料金等を滞納しないこととなっております。補助金の額につきましては、新築と単独浄化槽やくみ取りからの切りかえとで分かれておりまして、まず新築では設置工事費の45%が限度額というふうになっておりまして、その限度額を申しますと、5人槽が40万円、7人槽が49万円、10人槽が68万円となっております。また、くみ取り式トイレや単独浄化槽からの切りかえでは、設置工事費の55%の補助となっております、その上限の限度額が5人槽で49万円、7人槽で60万円、10人槽で84万円となっております。今後とも引き続き生活環境の保全にこの補助を利用して努めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） いろいろと細かくありがとうございます。

私、本当に聞きたかったのとは言ったらかおかしいですけども、浄化槽において私地下浸透式が基本というふうに言いましたけれども、今の浄化槽というのは、昔は単独処理浄化槽だったので、生活排水は別ということだった。今はもう全部合併になっていますので、基準も非常に厳しい。処理も90%以内、BODも20ppm以内ということで、であればどこへ流してもいいのではないかと、いうふうに思うのです。浸透式ということは、確かに言葉もいいですし、処理しやすいのですけれども、実際に見てみますと、浸透式の試験をやるのに経費もかかります。結果的には、ニセコ町の場合はそんなに浸透のいい場所ってありません。ですから、初めから浸透式というのはいつの時点

から浸透式という言葉を使ってやっているのが1点。

それから、側溝ないし河川、それはいろいろ基準があるのでしょうかけれども、なるべく建てる人が使いやすいような状況を町でつくって、今言ったように側溝が詰まっている場所とか河川に持っていきづらい場所とか、今いろんなところからいろんな人が入ってきていますので、必ずしもきちっとした道路がついているところばかりではありませんので、簡単にはいきませんが、その辺も含めて町として考えるべきものがあるのではないかと思うのですけれども、その点が1点。

それから、浄化槽の設置時の補助金の問題ですけれども、これは単独から今合併に切りかわっても、たしか私の記憶では平成13年以降、浄化槽の法律が変わって、それ以降は浄化槽としたら単独ではなくて合併槽というのが基本になっているのですけれども、単独が今わかっていけば結構ですけれども、どのぐらい町としてあるのか。合併の新しいものが町で把握している戸数というのはどのぐらいあるのか。全国的なものをいいますと、多分半分以上はまだ合併になっていないです。ですから、ニセコ町の場合はどのぐらいの比率になっているか、わかれば教えていただきたいと思っています。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地下浸透を浄化槽を踏まえてですけれども、ニセコ町には地下浸透がなじまないのではないかとというような趣旨のお話だったと思いますが、どこに流してもいいのかなど。いつの時点から地下浸透というお話だったと思いますが、私が把握している中では3年ほど前から地下浸透について協議をさせていただいているというふうにお聞きしてございます。その理由は、近年ニセコ町は非常に開発が進んで、一つの開発の土地に5つも6つも浄化槽が設置されて、相当数の量が一つの側溝に入ってくるということから、既に流末のほうに暮らしている方とかたくさんいらっしゃるのですけれども、その方々から心配の声が上がって、そのような対応をしていると。ですから、当初は大きな開発しているところのコンサルさんとか建て主さんとかいろんな相談のときにそのようなお話をさせていただいて、現在は大きな建物とか開発だけのところには行きませんので、一応個々の専用住宅についてもそういうご相談をさせていただいていると。基本的には地下浸透の試験をさせていただいて、聞いている話ですと9割方はニセコ町ではなじまないということで、結果的には道路側溝とか民間の排水の水路とか河川に放流されているということで、先ほど言った合併処理浄化槽、これ町民生活課の調べですけれども、608基あって、そのうち地下浸透しているのが64基ということで、1割程度の方にやっていただいた。当然道路も川もないところに建てる方もいらっしゃるのですが、やむを得ず地下浸透を選んでいらっしゃると思いますが、そのような状況でございます。

また、なるべく建てる人に町として何か考えがないかということですが、私も基本的には浄化槽の水は下水道に近く高度に処理されて、飲めるかとまでは言いませんけれども、きれいな水と。川の水に匹敵するような水というような理解をしておりますので、その辺については対応していきたいなというふうに思っています。

3点目、単独浄化槽は現在ニセコには138基、これいづれも先ほど言った数字が30年3月31日現在の浄化槽ということで、町民生活課のほうで登録というのですか、把握しているのが単独浄化槽は

138基というふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） 単独は聞いたのですが、合併はどのぐらいなのか。

今言ったように、大規模な開発の場合は確かに大きい会社ですから経費をかけても大丈夫だと思うのですが、個人の住宅を建てる時には初めから浸透式をやりなさいというのは、お金がかなりかかるのです。時間もかかりますし。その辺の個人的なものを建てる場合には、今課長がおっしゃったようにいろいろと配慮して、柔軟な対応をとっていただければ。私の聞く範囲では、何もかにもそういうやらなければいけないというふうな形で言われているので、初めからお金がかかる方向に持っていったいいのではないかと。もしそういうふうにするのであれば、逆にそこにも補助をつけてきちっとできるような体制をつくるのが本当ではないかということもありましたので、あわせてお話しさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 合併処理浄化槽の数は、現在608基ということになっております。

それで、質問ですけれども、個人の専用住宅について配慮ということですが、担当としては相当配慮しているつもりではおります。私が担当してから諸問題としては、側溝に浄化槽の水をパイプでつなぐのですけれども、その側溝が大雨だとかのときあふれる場合が多々あります。そうすると、その浄化槽に行っている水がうまく流れなくなって詰まってしまって、緊急的にうちに連絡が入ることがあるのですが、そういう部分については今はあくまでも自己責任ということで誓約書をいただいてやっております。道路側溝が詰まると、浄化槽も詰まるのです。ですから、その辺は自分で清掃等、維持管理についている誓約書だとか、悪臭だとか、先ほど言ったような素掘り側溝なんていうのは結構滞留する場所があるのです。そういうことに起因する悪臭なんか、自分の家の周りで悪臭が出れば自分でわかるのですけれども、ちょっと下のほうなんか行くと悪臭。本来、浄化槽をきちっと管理していただければ、悪臭なんて出るわけがないのですけれども、やはり都合で浄化槽協会の点検だとかいろんなものが不在だとかで、私の認識の中では100%検査が受けてはいない場合もあるのではないかなというふうに思います、別荘だとかいろんなところがあるものですから。そういうこともありまして、個人の家につきましてもご協力できるというわけではないのですけれども、一番最初に来るのはコンサルなものですから、必ずコンサルとかにはそういう話をさせていただいているような状況でございますが、今のご意見等も踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議案第2号

○議長（高橋 守君） 日程第6、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） この改正するということなのですが、何がどう変わってこの条例を変えるのかよくわからないのですが、つまり労働基準法第37条の規定が地方公務員に適用されるためということを読むと、これまで適用されなかったのかなと思ってしまうのですけれども、そんなことはないと思うし、その辺がよくわからないので、何がどう変わってこの条例を変えるのか、理由を教えてください。

○議長（高橋 守君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 私のほうから、給与に関する条例の一部改正についてご説明したいと思います。

ご存じのように、我々地方交付税の給与につきましては、国家公務員の給与に準じているというのが大原則でございますが、国家公務員につきましては労働基準法の適用を受けないという国家公務員法での決めがございます。一方、地方公務員につきましては、労働基準法で適用されない条項というのが決められておりまして、それ以外のものは基本的には労働基準法の適用を受けるという流れになっております。

そこで、うちのニセコ町の給与条例なのですが、この1時間当たりの給与額を計算するに当たって、これまで国家公務員の給与法の条文を参考に、うちばかりではなくて、全国的にそうなのですが、それをもとに計算するとしておりました。これは、給与条例の14条なのですが、それを改正しようということで今回提案しているものでございます。それには、先ほど言いましたように地方公務員の場合、原則労働基準法の適用がされるということになっておりまして、労働基準法上ではその37条に割り増し賃金の規定がございます。それには、労働基準法ですので、割り増し賃金の基礎となる賃金という書き方しているのですが、これには家族手当、通勤手当、そのほか厚生労働省令で定める賃金は算入しないということで、そういう書き方しておりまして、この厚生労働省令で定めている算入しない賃金というのが別居手当、子女教育手当、住宅手当等々ございます。その中に寒冷地手当というものが入っていないということから、労働基準法を適用する地方公務員の場合、寒冷地手当を1時間の給与額を出すに当たって算定するのが正しいということになりまして、今回改正するものでございます。今回改正する、ずっと前からそうだったのかということになるのですが、以前からこのような不都合があったのは事実でございますし、今般近隣町村の動向等も見まして、この時期というか、我々と同じ9月議会に提案する町村もございまして、前の6月議会、それからことしの3月議会に条例改正の提案をしている町村もあるのですが、ほぼ後志管内の町村、今私どもの手元にある資料では4町村がまだ時期未定ということで提案に至っていないということでございますけれども、おおむね後志管内の町村でも、寒冷地手当が11月から支給されるものですから、それまでに改正するという動きになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） ちょっと混乱してしまったので、もう少し説明をしてほしいのですが、基本的に地方公務員の一般職に関しては労働基準法の37条がずっと適用されてきたと思うのです。こ

れが今まで適用されていなかったということなのかどうか。

○議長（高橋 守君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） おっしゃるとおりでございます。

これまで国家公務員の給与法にのっとりた条例のつくりをしておりまして、労働基準法の37条の適用はこれまでもされていたのですが、今回改正する寒冷地手当の金額を計算する基礎額に入れていなかったというのが事実でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（高橋 守君） 日程第7、議案第3号 ニセコ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 ニセコ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第4号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第5号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) 一般補正予算、議案第5号の14ページの業務委託のところで伺います。

款2の項1目6の企画費、委託料24万円について、ニセコ町ふるさと住民票第1号交付式支援委託業務について伺います。これについては、議員協議会で企画環境課のほうからいろいろと説明は受けたのですけれども、もう少し伺いたいと思います。この24万円の詳細の内容について、もう一度伺いたいと思いますけれども、説明していただけますか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、ふるさと納税の住民票交付第1号につきましては、前回ご説明をさせていただきました町外の人々との連携をこの機会になお一層強化していくということで実施するふるさと納税について、これについてはふるさと住民票連絡協議会というのが構想日本というシンクタンクが事務局を持っているのですが、そこに集う8つの自治体と一緒に実施しているものであります。その中でも話し合われた中で、このふるさと住民票で連携をしていくということについて、広く皆さんに告知、PRしていくという意味合いも含めまして、第1号の方については地元にお呼びして、町の説明をしたり町を見ていただいて、かつマスコミにも来ていただいて、こういうことを実施したというPRするというようなことで、足並みをそろえて実施したいということもありまして、今回この24万円の補正をさせていただいたところであります。

この内訳につきましては、どなたが第1号になるかというのはわからないものですから、そこにつきましては今までふるさと納税をしていただいた方なるべく遠いところということで、一応算定の基礎とさせていただきます、パックの料金を使って2名で来ていただく場合に2名15万1,200円、それからレンタカー代2万三千何がし、それから交付式の式場の会費で2,000円弱、それから交付式のパネルをつくるのに2万円、観光案内のアテンド料金が1万円、手土産で2万円程度ということで一応算出しております。これが近い方でありましたら、ここまで執行しないということもあろうかと思いますが、一応遠い方、今までの中で遠い方といいますと、例えば福岡ということになっていたものですから、そこを基準として計算をさせていただいた内容になっております。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） それで、これを申請する場合、この場合インターネットで申し込むとか、そういうことは可能なのでしょうか。どういう手続で、この第1号ってやっぱり大事だと思うのです。それなりのニセコ町のPRにもなるし、大事なふるさと住民票というのを交付する、式典をするということなのですけれども、どういう手続されて第1号になるのか。それから、もう少しあれすると、同じ日に第2号になるかもしれないし、第3号、第4号一緒になった場合は、要するに時間差で認定するのか。そういうことももうちょっと突っ込んで知りたいなと思いました。それで、申し込んでも入金で確認、1万円以上ふるさと納税をした人を認定第1号にするのか、申し込みは早かったけれども、入金例えば遅くなってしまったとか、そういう場合はどうなるのか、その辺のところも説明していただきたいなと思いました。

それから、今の説明のところ2名来てもらうというふうにおっしゃったのですけれども、それは例えばご夫婦とか、そういうことを考えて2名というふうには、旅費ですか、来ていただく費用をとったのか。それから、もし第1号の人は申し込んだけれども、どうしても来れないという事情があった場合はどういうふうに対処されるのか。それと、これは私の考えですけれども、1号1人だ

けでなくて、例えば5号、何人か一緒に来ていただいて、その順番によってまた検討するとか、検討していらっしゃると思うのですけれども、その辺のところをどういうふうに考えていらっしゃるのか、もう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思っています。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） このふるさと住民票につきましては、1万円以上の寄附をしていただいた方の中で、かつこの住民票を希望するという方に対して交付をするというふうに現状のところ考えております。

それで、この部分については、一旦希望された人につきましては、こちらから交付の手續のものを送らせていただいて、ご住所、年齢等も必要になってきますので、いわゆる町外のニセコを応援してくださる町民という位置づけで、その交付の申請をいただいた方のこちらで確認をして認定をするという手續をさせていただきます。

そのこの時間差という部分につきましては、ふるさと納税の、例えばポータルサイトを今活用を一部する予定ですけれども、いつになるかわかりませんが、その時期に入ってきた方の1番目ということの一つの念頭に置いてこちらのほうで確認をさせていただきます、決定をしたいということなのですが、あくまでも住民票については希望される方が申請をするということになっておりますので、寄附をしたほかにふるさと住民票を希望された方の中から選ぶという考え方でございます。

それから、2人というのは、確かにご夫婦ですとかというような形で2人までは可能ですということで、まずは予算化をさせていただいているところでございます。

1号から5号まででもよいのではないかとということですが、確かにPRのためにたくさん呼びましたというのも一つの方法かと思いますが、これは1号という部分につきましては、あくまでもこの取り組みの啓発を目的にということを実施するということなので、一般的によく10万人達成とかいうことで5人も6人も選ばないように、ここについてもこの組ということに対応させていただこうという考え方をしているところでございます。

以上です。

○4番（斉藤うめ子君） 伺ったこと答えていない。

もしその方が何か都合で、1号に認定されたけれども、来れない場合はどうされますか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 余り想定をしていなかったのですけれども、その辺については考えさせていただきたいと思います。いずれにしろ、10月1日でスタートさせたいとは考えているところでございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 14ページの企画費の13、負担金補助及び交付金の国際交流推進協議会補助で13万円なのですけれども、説明の中でALT、外国語指導助手の居住整備でストーブ取りかえというふうにお聞きしたと思うのですが、それでいいのかどうか。つまり国際交流推進協議会ということになると国際交流員だと思うのですが、外国語指導助手とどういふかわりがあるのか。さらに、ストーブをかえる、居住整備をするのに推進協議会に補助をするというところの関係がよくわ

からないのですが。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 国際交流推進協議会の中では、いわゆる国際交流の事業だとか、それからさまざまなイベントだとかということを実施するほかに、いわゆる国際交流員等の生活の支援ということも含まれていまして、その協議会を活用して生活物資というのでしょうか、そういうようなものの整備をこれまでもしてきたところということで、そのような形で今回もストーブが壊れていたということがあるものですから、その部分についてすぐ必要になるものですから、こちらのほうに一旦補助をして、そこから購入するという形をとらせていただいております。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） この国際交流推進協議会というのは、本来イベントの支援とか協力ということですので、そういうストーブ、生活支援というのがあるとは言えますけれども、果たしてそれが適切なのかどうか疑問を感じてしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 規約の中では、国際交流員などへの生活等支援ということも位置づけておりまして、これまでもこの中で補助したところでこういう生活に必要なものについては整えてきたという経過がありまして、それがなじむかなじまないかということであれば、特段これまで大きな支障があったわけでもなく、この中でやらせていただいていたというのが現状でございます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 14ページの2款1項1目19節負担金補助及び交付金にかかわってでございますけれども、サーバー更新のためという説明かなというふうに伺いました。これは、当初ではどのようにしようと考えていたのかお知らせください。

それから、20ページ、7款1項2目19節負担金補助及び交付金の中の、いわゆる2件、自転車にかかわる競技会等への参加負担金ということですが、ニセコ町としてサイクリングロードの整備ですとか、もしくは競技を誘致するですとか、具体的な計画があって参加するの可否か、2点お伺いたします。

○議長（高橋 守君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 私のほうから、2款1項1目の北海道自治体情報システム協議会負担金についてご説明させていただきます。

この機器更新につきましては、当初予算にて更新に係る経費は計上しておりまして、その予算づけはされているものでございます。ただ、今回補正をお願いする分につきましては、サーバーのOS、基本ソフトになるのですが、ウィンドウズサーバー2008という今現在そのOSを使っているというところで、当初予算では2012のOSを使つての更新を考えておりました。ただ、進めていく中で2016の最新のOSになるのですが、そちらのOSが対応できるということがわかりまして、このサーバー更新に合わせて2016のOSを使つた更新をさせていただきたいということで計上するものでございます。それによって、今後OSのサポート切れ等の頻度ですとか、また改めてOSを更新

するという経費が圧縮できるのでないかということで今回の補正をお願いするものでございます。
以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 商工費の部分についてお答え申し上げます。

自転車道の整備という部分においては、町が単独で具体的に何か整備計画を持っているのかというと、そういうことではありませんが、羊蹄山一周のコースについて開発局なんかもいろいろと整備について検討していただいていた経過がございまして、ここの周遊コースについては何とか整備ができないのかなというのは、ここ数年間課題になっているというところで、我々もそれに関しては積極的にどういう形で整備をしていけるのかというところには参画をしながら今進めさせていただいているという状況であります。

大会についても、ニセコエリアは今ニセコクラシックという国際大会を開催しておりまして、蘭越町からニセコへ抜けて倶知安町にゴールするというような競技を行っております。そういう部分で、今このエリア、自転車に関してのさまざまなそういう動きがあるものですから、全国のほうの協議会、あと羊蹄ニセコ自転車走行競技会はこのエリアのものでございますけれども、そういうものに参画をしながら一緒に進めていこうということでございます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 文書広報費につきましては、了解いたしました。

それから、商工費にかかわる部分ですが、再度ご確認いたしますけれども、積極的に、いわゆる羊蹄一周のサイクリングロード、かなり前からの懸案事項だと私も認識しているわけですが、これらに参画はするけれども、いわゆる競技ですとか、新たなコース整備、施設整備等について積極的な考え方は今のところないということの理解でよろしいかどうか。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ニセコ町内においては、今積極的な設備投資という部分については計画はございません。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 17ページでニセコ斎場の関係なのですが、私がもしかしたら聞き違いだったのかもしれないのですが、6日の震災のときに火葬場の発電機を牛屋さんや何かに回したらいいのでないかというお話をした経緯があるのです。そうすると、発電機が動かないとかというお話をお伺いしたのですが、もし仮に本当であるならば、火葬場、仮にことしのように24時間電気がないような状況のときに、間違っただけで火葬があった場合、どうなるかということを考えると、やはりあそこには発電機は必ず常時動くような状態で保つ必要があるかと。それで、今回はここについてくるのかなと思ったのですが、ないので、お伺いしたいなと思いました。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 火葬場の件について、私からお答えさせていただきます。

竹内議員ご指摘のとおり、現在火葬場には少し古いタイプですが、発電機がございまして、ただ、ご指摘のとおり今故障をしております。今回の災害において、エンジンがかからなかったと

いう状況があります。これについては、今修理により直るのか、もしくはもうこれが使えないのであれば、早急に新たなものに変えなければならないというふうに思っておりますので、その点は今回の災害を一つの教訓といたしまして、今後予定しております災害に向けた臨時会等々でまたご提案させていただきたいなというふうに感じております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） その辺だけちゃんとしていけば。もし私が死んだときに、途中で停電になったら困るので。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員、後で質問の仕方言いますので。

○4番（斉藤うめ子君） 間違えました。最初に2件と申し上げればよかったですけれども、済みません。最初から2件するつもりで間違っていました。

最初の17ページのところなのですけれども、ニセコ斎場の扶助費20万円していますけれども、説明では4万円掛ける5回分という説明だったのですけれども、これは再度伺って申しわけありません。5回同時に重なったということになりますか。そして、前にも話し合いはちょっとあったのですけれども、1日に1件でなくて2件の調整とか、そういうことは検討できないのか。それから、ほかの火葬場を利用されたというのですけれども、どういう火葬場を利用して、それによって値段も違ってきているのか、その辺のところを教えてくださいなと思います。よろしく願いします。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 斉藤議員のただいまのご質問に対してお答えいたします。

この4月から9月18日までの火葬の件数、今24件ございます。そのうち3件が町外で重なったものですから、行っております。町外分については、当初予算では3件計上しておりましたが、3件重なったものですから、既に町外部分の、もし今後重なった場合、町外に行ってもらう部分については、現在予算がない状況でございますので、その分を今後に備えて4万円の5回分という形で補正計上させていただいております。基本的には、釜が2つございます倶知安斎場のほうにお願いしている状況でございます。ニセコ斎場も同じですが、町外から受けた場合については、金額がアップするという形で各斎場とも取り扱っている状況でございます。

もう一件、2件重なった場合できないのかという部分ですけれども、以前はやっていた経過ありますけれども、ただやっぱり葬儀を行う方の日程的なものですか、例えばこの時期ですと夕方になるとかなり暗くなってしまおうですか、そういう条件もあるものですから、現在は基本的には午前中の火葬という形で取り進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 以前は2件したことがあるというふうにおっしゃったのですけれども、町民としてはできれば自分の斎場でしたいという希望もあるのではないかなと思いますので、今後の課題として、時期的に今、夏の暖かい時期で大変だったと思いますけれども、そういうところも今後の課題として検討していただけないかなというふうに思っております。よろしく願いします。

質問にはならないかもしれませんが。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（高橋 守君） 日程第10、議案第6号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第10、議案第6号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊、議案（追加）というふうにした部分、こちらの議案書をご用意ください。2ページになります。議案第6号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ916万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億790万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が3ページ、歳出を4ページに載せてございます。

5 ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。6 ページの歳出をごらんください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額916万6,000円の増額の財源については、全て一般財源でございます。

今回の追加によります補正予算につきましては、歳出予算では台風21号の接近に伴い、平成30年9月5日に発生をいたしました強風により公共施設等が被災したため復旧にかかわる経費及び翌日の9月6日に発生をいたしました平成30年北海道胆振東部地震により町内全域が停電したため、災害対策本部の設置などの災害対応にかかわる経費を計上するとともに、被災地への応援として職員を派遣する経費を計上しております。なお、水道施設等への発電機配備及び避難所の開設等の応急的な経費については、予備費を充当していることから、今後に備え予備費についても増額の計上をしてございます。

歳入予算においては、歳出で計上の災害対応経費相当額を前年度繰越金に計上し、歳入歳出均衡を図っております。

別冊の補足資料では、1 ページから2 ページに主要な工事、修理の箇所を図面により示しておりますので、この後の説明の中であわせてごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、説明の都合上、歳出の8 ページをお開きください。8 ページ、歳出になります。11款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費。1 目土木施設災害復旧費、3 節職員手当等で176万7,000円の計上です。時間外勤務手当167万2,000円では、1 つとして平成30年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震により町内全域が停電し、水道施設等への発電機の設置及び一時避難場所の開設などの応急対応を災害対策本部体制の3号配備により行っておりまして、応急対応に従事した職員の時間外勤務手当100万円を補正するものでございます。2 つ目として、胆振東部地震により甚大な被害を受けた地域への支援として北海道を通じて派遣要請があり、職員を派遣する経費を補正するもので、派遣職員の時間外勤務手当2名、5日間の4回分で67万2,000円の計上で、時間外勤務手当合わせて167万2,000円の計上となっております。次に、管理職員特別勤務手当9万5,000円では、こちらも時間外手当同様に災害対策本部体制の3号配備により応急対応に従事した管理職の特別勤務手当を補正するものでございます。

9 節旅費の特別旅費40万円、こちらは被災地域への職員を派遣する経費を補正するもので、2名体制の5日間、4回分の旅費40万円の計上でございます。この胆振東部地震に関する被災調査への職員派遣につきましては、30年9月10日付にて北海道より派遣要請がございました。今回の職員派遣は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づく派遣で、各振興局内において全体で45名の派遣要請があり、ニセコ町では2名の派遣を予定しております。後志振興局管内では、9月23日から27日まで5日間の要請がございまして、現在被災町村の要望を精査している状況にあること及び復興の長期化も懸念されることから、4回分の職員派遣費用を計上しているものでございます。

続いて、11節需用費、12節役務費と9ページの15節の工事請負費では、いずれも地震災害により応急対応に要した防災資機材等の補充に要する経費及び台風21号接近に伴う強風により破損したものの修理に要する経費等を補正するものでございます。まず、消耗品費では、地震災害に伴う防災

資機材の購入、これは給水袋などになりますが、30万円。次に、燃料費では10万円のうち地震災害に伴う発電機用燃料2万円、また被災地への職員を派遣する派遣用車両の燃料費8万円の計上です。修繕料では98万9,000円、内訳といたしまして台風21号接近に伴う強風により、1つ目に綺羅街道に設置しているごみステーションの一部が破損したため修理に要する経費として7万6,000円、2つ目に公営住宅新有島団地のプロパン庫及び屋根が破損したため、プロパン庫修理2カ所で32万8,000円、屋根の板金修理29万3,000円の合わせて62万1,000円、3つ目に公営住宅望羊団地のベランダ隔壁が破損したため修理費用29万2,000円、以上3カ所合わせて98万9,000円の計上でございます。公営住宅の修繕箇所として、補足資料の2ページでご確認を願いたいというふうに思います。

続きまして、8ページの下段になります。12節役務費の手数料では、地震災害に伴います防災資機材のクリーニング代3万円の計上でございます。

9ページになります。15節工事請負費では、災害復旧工事請負費として土木施設単独災害復旧工事で292万8,000円、工事箇所図として補足資料の1ページと2ページもあわせてごらんいただきたいというふうに思います。1つ目に、台風21号接近に伴う大雨及び地震により町道真狩川沿線の一部においてのり面が崩壊したため、町道真狩川沿線災害復旧工事94万円の計上です。2つ目として、こちらも台風21号接近に伴う大雨及び地震により豊里地区の檜川の一部においてのり面が崩壊したため、檜川災害復旧工事198万8,000円の計上となっております。

3項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費、12節の役務費では、手数料3万3,000円の計上です。こちらは、台風21号接近に伴う強風により中央墓地内の立木が倒木したため、撤去に要する経費として倒木処理手数料の計上でございます。

4項1目その他公共施設災害復旧費では、11節共済費の修繕料で11万4,000円、こちらも台風21号接近に伴います強風により町民センター案内看板の一部が破損したため修繕料の計上となっております。

5項文教施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費、11節需用費の修繕料では、92万9,000円の計上です。こちらも修繕箇所図として補足資料の2ページもあわせてごらんください。内訳といたしまして、台風21号接近に伴う強風により、1つ目に教員住宅本通39号付近で倒木がありまして、住宅への引き込み電線を巻き込み軒天が破損したため、修理に要する経費19万9,000円の計上です。2つ目に、教員住宅の有島4号の屋根の上部をとめております板金が破損したため、修理に要する板金修繕経費20万2,000円の計上です。3つ目に、教員住宅中央6号の物置が破損し、解体撤去及び物置取りかえ修理52万8,000円の計上、3カ所の修繕合わせて92万9,000円の計上となっております。15節工事請負費では、災害復旧工事請負費でその他公共施設単独災害復旧工事57万6,000円の計上です。工事箇所図としては、補足資料の2ページをごらんください。こちらも台風21号接近に伴う強風により、ニセコ高校裏手の学校林において10本程度の倒木があり、重機を入れての撤去及び伐採処理に要する経費を補正するものでございます。11ページにお進みください。13節予備費、1項1目1節予備費では、予備費として100万円、平成30年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震における災害復旧初動対応に予備費を充当したため、今後の財政運営に対応するため予備費を補正するものでございます。

続いて、歳入について7ページをごらんください。7ページ、歳入になります。19款1項1目繰越金、1項前年度繰越金において、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を916万6,000円補正するものでございます。

続きまして、補足資料の3ページ、裏側になります。補足資料の3ページに災害復旧にかかわる概要について掲載してございます。上の表から災害時応急対応として予備費で支出対応した経費、2段目の表では公共施設等の被災概要として補正予算計上した経費、3段目の表では災害復旧及び被災地応援概要として補正計上した経費、4段目には予備費として補正予算計上した100万円で、合計974万6,000円から予備費対応した58万円を差し引いた916万6,000円が補正計上額でございます。

なお、行政報告でも述べてございますが、今回の地震災害等を教訓といたしまして、今後の防災対応策に対応するため、現在各公共施設等における必要経費の調査を行っておりますので、まとまりましたら臨時議会を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

本補正予算に係る各会計総括費及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊の補正予算資料ナンバー2をごらんいただきたいというふうに思います。

議案第6号については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第6号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見案第3号

○議長（高橋 守君） 日程第11、意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） 本件は、全道林活議連連絡会、北海道議会議員の全員による組織ですが、及び全道町村議会議長会の要請に基づき、私竹内が提出者となり、猪狩議員、木下議員、新井議員が賛成者となって、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見書第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

ニセコ町においては、自然林が多いうえ、昭和50年代の全国的な土地分譲ブームの際に小規模に売買された山林や原野が介在しているため、林産業育成にはなお厳しい環境にあるが、北海道とも連携しながら木造公共施設の整備や林地保全等に取り組んでいます。

今後、全国で人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定される、いずれも仮称になりますが、森林環境税及び森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、さらなる施策の充実を求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案に反対の立場で討論に参加します。

森林の多面的機能の整備を進め、森林資源の循環利用を進めることに異論はありません。しかし、この意見書は森林整備のために森林環境税及び森林環境譲与税の活用を前提にしています。また、森林環境譲与税により森林整備を進める場合、ことしの5月に成立した森林経営管理法に基づき行われると思います。

今回の意見書に反対する理由は、森林環境税そのものの問題と森林環境譲与税と一体に運用され

る森林経営管理法に問題があるからです。森林環境税の問題を指摘します。

日本は、2020年の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%削減することを国際的に約束しています。この目標達成のために年平均52万ヘクタールの森林整備を実施することにし、森林環境税をその財源とするものです。温室効果ガス削減目標達成のためには、適切な森林整備が不可欠ですが、木材価格の低迷や中山間地域の高齢化や担い手不足などを背景に森林は荒廃が進んでいます。森林の保全と林業の振興には、森林整備と林業対策における国の責務を国内林業の根幹に位置づけ、根本的な対策を講じる必要があります。同時に、温暖化の原因物質の製造者、排出者である企業の責任が問われなければなりません。しかし、森林環境税において地球温暖化防止のための森林吸収源対策の実行、国土の保全の担い手を市区町村とし、国民に広く負担を求めることを基本とするもので、国と企業の責任を免罪するものであり、森林環境税に賛成することはできません。

次に、森林環境譲与税と一体に運用される森林経営管理法の問題を指摘します。この法律は、森林所有者は林業経営をする意欲がないと決めつけ、一方で森林所有者は伐採とその後の造林の実施に責任を持つことを定めています。それができない場合、市町村に委託させますが、委託に同意しない所有者に対して市町村が一定のプロセスを経れば同意したものとみなし、木を伐採してもいいことになっています。非常に強権的な内容で、憲法が保障する財産権の侵害を疑うものです。林野庁は、8割の森林所有者が森林経営の意欲がないとの現状認識に立っていますが、その根拠は恣意的な解釈に基づくデータによるもので、捏造とも言える悪質なものです。林野庁の説明資料で経営意欲が低い経営者が84%に上ったとする調査のもとのデータは、意欲ではなく、経営規模の拡大の意思を聞いたものであったことが判明しています。現状を維持したいと答えた約71%の森林所有者を意欲が低いと決めつけて集計しており、極めて恣意的につくられた数字であると言えます。日本共産党の田村貴昭衆院議員がこれを指摘し、林野庁は資料の修正報告を行い、捏造を事実上認めました。捏造は、森林所有者から経営管理権を取り上げることを正当化するため、現状維持したい林業者を経営意欲がないとねじ曲げたと言えるものです。森林環境税と森林環境譲与税と一体に運用される森林経営管理法にはこのような多くの問題があり、今後これらについて議論を深め、解決策を検討することが必要です。したがって、単純にこれらの活用のみを前提にした本意見書案には賛成できません。そもそも林業の手法は短伐期皆伐施業、短伐期というのは短い期間での、皆伐というのは一定区間の樹木を全て伐採するという意味です。短伐期皆伐施業と長期的な多間伐施業の大きく2つに分かれます。前者の短伐期皆伐施業とは50年で皆伐しますが、長期的な多間伐施業はより長期間で生産しつつ蓄積量をふやす持続的森林経営を目指すものです。林野庁は、現時点を主伐期を迎えたと断言していますが、これでは50年皆伐という短伐期皆伐施業しか前提にしていないこととなります。ここに大きな問題があります。先ほどの林野庁の捏造データの問題も主伐期を迎えたと考えてはいない長期的な多間伐施業を望む森林所有者が多くいたことに起因した可能性があります。これまでの50年皆伐の短伐期皆伐施業一辺倒での林業の展開を見直し、長期的な多間伐施業をきちんと位置づけることが必要であり、それこそが森林の多面的機能の整備を進め、森林資源の循環利用を進めることにつながることを訴えて反対討論といたします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

木下議員。

○1番（木下裕三君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書に賛成の立場で発言いたします。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占めていることから、道東、道北を中心に道内の多くの自治体で木材産業が基幹産業になっています。本年7月に本議会が地元資源を活用したエネルギー施策の視察を行った知内町も先人が育てた森林を計画的に切って使って段階的に植えるということで継続した林業を行うとともに、副産物としての木質バイオマスの活用に取り組んでいました。

ニセコ町においては、自然林が多い上、昭和50年代の全国的な土地分譲ブームのころに、小規模に区画販売された山林や原野が介在しているため、林産業育成にはなお厳しい環境にあります。今後全道、全国で人工林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。

そして、適切な森林の保全管理や国土保全や水資源確保にもつながる重要な施策でもあります。安い外国産輸入木材に押されて、日本の林業は長い間注目されることはありませんでした。その間、世代交代等で山林の所有者がその土地から離れてしまい、山林とのかかわりが疎遠になっている所有者が多くなっていることも周知の事実です。森林保全や林業活性化に関する問題は、国を挙げて取り組むべき施策として認識され、そのための財源として既存の制度に加え平成31年の通常国会で創設が予定されている森林環境税及び森林環境譲与税は大変貴重な財源です。森林環境税等の創設に当たっては、国会でも十分な審議が行われることを期待して、本意見書の提出に賛成いたします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員派遣の件について

○議長（高橋 守君） 日程第12、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第13、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第15 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。決算特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（高橋 守君） 先ほど青羽雄士議員から、意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第4号について日程に追加し、追加日程第16として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第16 意見案第4号

○議長（高橋 守君） 日程第16、意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、報告させていただきます。

本件は、議員各位のご理解をいただき、採択されました陳情第2号の意見書です。私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって衆参両院議長、内閣総理大臣初め、関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

17年度のOECDの発表によると、14年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となった。その一方、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、日本の教育への公的支出の貧困は明らかだ。改善のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている。その中、教職員の多忙、

超勤実態解消は喫緊の課題だ。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、実効性のある教職員の超勤多忙化解消の早期実現など教育予算の確保、充実を求めて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第4号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） この意見書案に関しては、午前中の反対討論で述べたとおりであります。

継続審議するとはいいながら、もともとの提案書の一部の語句を削除することによって、朝鮮学校に対しての、いわば差別ともいえる、そういった経過が起きたことに対して、私は非常に危惧いたしています。その結果として、このような意見書が出たことに対しては、さらに私は反対せざるを得ない。そういうことで、この意見書案には反対いたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 私は、ただいま提案のあった件について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

午前中のそれぞれの討論の中で私は一貫して申し上げたのは、いわゆる今回の要望のあった意見書の全てを否定するのではなくて、いわゆる今現在で私どもが考え得るものについて全て網羅し、なお不確定要素の部分についてはこれ以降さらに調査を進めていきたいと、そういう考え方で今回提案があったものというふうに考えております。

よって、不確定要素については今後とも調査検討し、確定しているものについては速やかに意見書を上申すると、こういう立場をとりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 本案に対する反対討論の発言を許します。

（何事か声あり）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、15分休憩したいと思います。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時50分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど青羽雄士議員からの提案理由の説明がありましたが、賛成者から申し出があり、賛成から
おりたいとのことで、よって意見書の表紙を差しかえます。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費
国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現
に向けた意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成30年第6回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治 (自 署)